

新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る
第7回パブリック・コンサルテーションの様態について

平成14年10月3日（木）、国際協力銀行9階講堂において、新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る第7回パブリック・コンサルテーションが開催され、50名以上の参加者の下、積極的な議論が行われました。

ここでは、会場の様態をお届けします。（なお、記名での発言の公開を希望された方については、参加者の名前を記名させて頂いています。ただし、参加者の皆様にご発言の内容は確認いただいていないため、文責は国際協力銀行にあることをご了解ください。）

国際協力銀行からの出席者：

総務部： 矢島次長、入柿課長、篠山調査役
金融業務部： 藤田課長、天野調査役
開発業務部： 武貞調査役
環境審査室： 北澤次長、高岡課長、五辺調査役

矢島次長より冒頭挨拶

議論

（矢島次長）

早速でございますが、きょうは、何かご異論があれば別でございますが、「期間」のところからスタートさせていただきたいと思えます。

「期間」のところでございますが、大きな違いは、メコンウォッチ、F O E ジャパンの方々からいただいたものが、「環境社会配慮の確認から始まって融資の返済終了まで」と、非常に長い期間が取られている。一方で、J B I C 案、および産業界からいただいた提言ですと、「融資契約の締結から貸出の完了」までと区切っている。さらに分かりやすく申し上げますと、対象が違っている点は、まずは、融資の事前調査中というのでしょうか、民間企業のご商談で言えば内談中の段階から J B I C の融資契約の承諾までの事前の段階と、それから、貸出の終了後融資の返済、これはかなり長い期間になりますが、この間が対象からは外れているということでございます。

そうなりますと、それぞれ、対象が違うところはこういった形で問題解決のプロセスが図られているのかというのが大きな焦点になってくると思えますので、まずは、J B I C に、この期間を「融資契約調印後から貸出終了まで」と提示した考え方を説明してもらいたいと思えます。

（入柿課長）

この期間についての考え方ですが、まず1点目として、貸出終了までに限ったということについては、プロジェクトサイトで発生している悪影響を改善するという観点から申しますと、プロジェクトが完成する前に関係者間の対話等を行うことが重要であるということであろうかと思えます。一般に、貸出は対象プロジェクトの進捗に合わせて行っておりまして、貸出終了時点が、プロジェクトの完成ないしほぼ完成と対と申しますか、ほぼ同義となっております。あくまで一般にでございますが。したがって、異議申立の受付期間を貸出終了までとさせて頂いていただくことが合理的ではないかと考えております。

プロジェクト完成後においても異議申立を可能とする場合となりますと、借入人とかプロジェクトの実施主体に、プロジェクトの操業・運営がもう開始しているという状況にもかかわらず、異議申立に伴う資料の提出とか、現地調査とかに協力を求めることとなりますので、関連資料保存等の負担を強いることとなります。また、資料面や、関係者の所在など、時間が経て

ば現実的にも調査は困難となってしまいます。「返済終了まで」となっておりますが、例えば、円借款で通常は30年でありまして、長いものになると40年、当時の担当者も普通であれば退職しているということになります。そういうことですから、ここも好ましくないと思っております。

また、融資から長期間経過した時点で、ずっと以前の決定についての遵守・不遵守を問われても、調査を行って解決することはきわめて困難であります。迅速かつ効率的に異議を処理することは不可能に近いと思えます。このようなケースについて、この制度を活用するというよりも、むしろ裁判等他の手段を通じて問題の解決を図ることが適当ではないかと考えております。

ちなみに、国の法体系におきましても、権利義務関係あるいは取引関係の安定維持ということで、早くそのあたりを確定させる必要があるということをございまして、そういった要請から、時効の制度とか、不服申立における申立期限の設定等が行われることが通常であるということでもあります。例えば、行政不服審査法に基づく審査請求は、「処分があったことを知った日の翌日から60日以内」とされております。異議申立の場合は30日以内となっているということをございます。

それから、もう1点、融資契約調印後に限ったということをございますが、これは私どもの遵守・不遵守を第一義的に調査するということにはなりますが、融資契約の調印がまさにわれわれの意思決定なわけをございます。それ以前の段階でこういった苦情とかを受け付けないということではないのですが、このパネルと申しますか、ここで設けようと思っております審査役がそういった役割を果たすのは適当ではないのではないかと。融資契約の調印前であれば、例えば、情報公開で、こういう案件があってこういうカテゴリー分類をしているとスクリーニング情報等を出しております。それに基づいているいろいろご意見を賜うことは極めてわれわれにとっても貴重なことをございますが、われわれとしては、そういったご意見を踏まえて意思決定をするということをございますので、その段階で異議申立があるというのは違和感のあることをございます。

したがいまして、われわれの意思決定が行われてから貸出が終了するまでに限らせていただいたということをございます。

(矢島次長)

これにつきましては、特にメコンウォッチ、F O E ジャパン等のご提言とはかなり異なる点ですが、ご意見ありますでしょうか。

(メコンウォッチ松本氏)

私たちの提言では、「環境社会配慮確認が始まってから」、つまり審査が始まってからということにしています。基本的にはこの制度は、早めに問題を解決していこうということのほうが非常に重要であるということに立っているわけですが、現実にはプロジェクトの進行を見ますと、当然、審査の段階は、原課のほうでさまざまな対応ができる。それは確かです。しかし、現実には、例えば、住民はこういう被害が起きるのではないかとやっているが、原課のほうでそれは大丈夫だと。そこで住民と明らかに意見が異なることはままあります。つまり、起きる可能性がある被害についての見通しについて、J B I C 側と住民側との間で差異があるということとはしばしばあります。また、その場合、「われわれはちゃんとガイドラインに従ってそれをチェックした、チェックしている」と言う場合もありますが、それに対して、住民側は「これはちゃんとコンサルテーションができていない」と。かたや J B I C は、「いや、ちゃんとコンサルテーションできている」と。つまり、ある事実に対して見方が違うということは、審査中でも十分あることです。つまり、審査が100%住民たちの意見をくみ取った形で進められるかどうかというのは、これまでのプロジェクトを見ても、100%そうとは言えないと思っております。ある段階で、J B I C 成りの意思決定として、「そういういろいろな意見はあるだろうが、われわれとしては審査が十分だと思って意思決定に向かう」ということになると

思います。

現実には、融資契約を結ぶとか、正式な意思決定をしたものを翻すことは極めて大変なことであります。これは現実論として言えると思います。そうすると、被影響住民側はどうするかという、なるべく、例えば、国際機関であれば理事会とか、この場合はたぶん役員会でありますが、そこに行く前に、つまり最終決定をされる前に、もう一度自分たちのグリーヴァンスというか、意見を外に向かって訴えかける、そして、融資をさせないように働きかけるということは、これまでの開発プロジェクトのケースを見ればまああるわけです。

したがって、すべての提起された問題に審査中に滞りなく対応できるというわけではない以上、その場合、私は、この異議申立という制度を使って第三者の意見を聞いたうえで、審査がそこまで本当に適切かどうかということ調べてもらうことは意味があることだと思います。

それから、「融資返済終了まで」ということですが、まず第一義的に、JBICの責任はその返済が完了するまでである。それから、何かを変える場合のレバレッジも、返済期限は40年あるわけですが、では、それを早めなさいというレバレッジも、JBICは持っています。かつ、ガイドラインにもモニタリングの項目はあるわけです。したがって、適切なモニタリングをされていないということガイドライン違反だと言うことももちろんできます。さらに、特に住民移転を伴う場合とかいうケースは、問題は、むしろほとんどプロジェクトが完成した後、起きてくるのがまああるわけです。そういうことを考えれば、少なくとも貸付が完了する段階ですべての問題は解決されるべきだという理想は、入柿さんが言ったとおり、あると思いますが、現実には、その後何年も何年も補償をめぐってもめるというケースがある。それを裁判にしろと、今、入柿さんはおっしゃいましたが、私はそれをJBICから聞いたので若干残念だと思います。それはやはり適切にJBICが処理する仕組みを持って適切に処理したほうが良く、「文句があるなら裁判に訴えなさい」ということではないのではないかと私は思っています。

したがって、モニタリングという重要なガイドラインの要件に対する不遵守を申し立てる人もいるでしょうし、補償とか貸付完了後に起きる問題に対処するためにも、貸付実行後も、このインスペクションという制度というか、不遵守に対する申立はあるべきだと思います。プラス、問題解決という副次的なあれではありますが、その観点から行くと、融資完了後も引き続き問題解決に努力をするという意味でも、私はこの制度を適用するべきではないかと思っています。

(矢島次長)

同じように、「融資前の審査の段階から返済終了まで」というのは、グローブ・ジャパンからも提言をいただいております。何か追加で、もしございましたら、ご発言をと思いますが、よろしいですか、そこは。

(発言者A)

Globeのほうからは、「異議申立の期間については、融資前の審査終了時から返済の終了時までの期間を可能とする」とさせていただいているのですが、先ほど松本さんがおっしゃっていましたように、返済の終了までがプロジェクトの期間であるという認識に立ってこういった案を出させていただきました。

(矢島次長)

逆に、明確に「契約締結から貸付実行完了まで」ということで、貿易会の方、それから、プラント協会、エンジニアリング振興協会、日本機械輸出組合の3団体の方々、それぞれ同じような提案をいただいておりますが、ご意見を賜りたいと思います。

(発言者B)

まず期間でございます。民間企業が実施主体となります国金業務においては、例えば、投資

金融、輸入金融は、かなり早い段階、F/S段階から、J B I Cさんによる内談という形でお話を申し上げるわけでございます。今回の提言の当初でもご説明させていただきましたように、環境社会配慮に関する部分というのはある意味では企業の存続すら危うくしかねない、という企業側の問題認識がございまして、それに加えまして、通常、J B I Cさんの審査、いわゆる内談期間中に起きる審査により、この環境ガイドラインに沿った形でそこでのレビューチェックが行われるわけでございますから、まず企業側と、その貸し手であるJ B I Cさんの二重のチェックがかかっていると思えます。

そういう意味で、先ほどJ B I Cさんのほうからもご説明がございましたように、まず、通常、貸出期間中というのは建築期間でございますし、貸出が完了して、通常の投資金融、輸入金融でも10年ぐらいの返済期間がございまして、さらに、円借款ということになれば長期の期間になる。この期間を延長することについては、例えば、この異議申立部署もかなり大きな組織になりかねないという懸念もございまして、そういう意味では、非常に対象案件が多くなり得るのではないかと。そういう意味でいけば、いわゆる行政コストの低減、削減という社会的なニーズにも逆行しかねないという懸念を持っておる次第でございまして。

また一方、輸出金融につきましては、いわゆる入札案件でございますから、落札して、その段階からJ B I Cさんの融資承諾に至るまでの期間の中で、このレビューは行われるわけでございます。他国、E C Aとの関係や、従来からわれわれはイコールフットイングもお願いしておりますので、そのイコールフットイングを阻害しかねない、いわゆる本邦企業の競争力を阻害しかねない形での異議申立の期間の延長については、ある一定の期限に定めるという形でのご配慮をお願いしたいと思います。

(発言者C)

三つの視点で、一つは、この異議申立は、散々出ておりますように、不遵守の場合の異議申立であって、遵守しているか不遵守しているか分からない状態での異議申立は全く理解できない。通常のガイドラインの中で職員の人がやっておられるわけであって、それについて不遵守である場合にこの異議申立に来るということになりますから、当然、契約を締結した後に遵守か不遵守かの判断がなされるのではないかとということです。そもそも異議申立の冒頭に返るのですが、私どもは、不遵守の場合の異議申立て制度ということになりますので、締結以前の話は入らないのではないかと考えております。

あと二つの視点は、イコールフットイングと、それから、金融機関としての限度があるのではないかとということです。先ほど、「紛争解決に」という話があったのですが、紛争解決の能力を金融機関が持っているわけではないということは再三繰り返して申し上げておりました。現地には被害を被っている人は必ずいるわけでしょうし、メリットを被る人、デメリットを被る人がいる中で、当該国がそのプロジェクトを推進するかどうかを判断するわけでありまして、したがって、一義的にはそこは当該国の中で十分議論をするべき話ではないのかと。その中で金融機関としてどこまでできるかということで、対話の促進みたいなものがガイドラインの本体の中に入っている、という位置付けではないかと。したがって、紛争解決をするためにというのでずっと延ばすというのは、そもそもJ B I Cの機能に過大な期待をしすぎているのではないかと思えます。

それから、「貸付実行完了まで」ということで、いろいろ国際機関の例等を聞きましたが、そこでもすべて貸付完了までということではないのかと。現実的に、先ほどJ B I Cのほうから説明があったと思いますが、その説明どおりではないかと考えております。

(矢島次長)

整理として、冒頭も申し上げましたように、融資承諾前にこの異議申立制度を利用可能とするかということところが第1点と、「貸付終了後返済まで」をどう考えるかという、この二つに分かれてくるお話だと思うのです。まず、貸付の融資承諾の締結前という段階になりますと、この手続きの考え方からすれば、機関としての意思決定を行ったうえで、ご意見もございました

が、その後に遵守・不遵守の異議申立をするというのが手続きの枠組みにはなっているのではないかと思うのです。さらに、融資決定前の段階ですから、機関としてはニュートラルということでございます。その段階は、J B I Cからも説明があったように、実際にプロジェクトのフィージビリティ・スタディをいろいろな角度から確認をしているオペレーション部門に、その段階では「異議」ではないのですが、懸念を表明していただくということも一つにはあるのだらうと思います。そのへんは、今のいろいろなご意見をうかがって、メコンウォッチ、F O E ジャパン等のほうはいかがでございますか。

(メコンウォッチ松本氏)

矢島さんがおっしゃるように、私も、融資契約前に原課なりJ B I Cと異議を持っている住民たちがコミュニケーションを取るといのは想定してますし、当然そういうやり取りをしたうえでのことだと思います。繰り返しになりますが、さまざまな今までのケースを見てみると、そうしたうえで、しかしながら、最後にはもはや事前の対話をどこかでJ B I Cは打ち切る判断をする。つまり、最後まで、そこに反対をしている人、あるいは異議を持っている人たちが納得するまで説得をするのではなく、どこかで打ち切るのです。それは別にJ B I Cさんの話をしているのではなくて、一般論として言っているわけですが、その際に、では、現実的にどういうことが起きるか。例えば、世界銀行のケースでも、融資契約の前というのはそれほどあるわけではありませんが、その前にどういうことが起きるかという、「どうやら世界銀行はここまでで事前の審査を終えて、次の理事会でこの案件を承認するようである」という情報を察知して、そこで、それが締結されてからではひっくり返すのがたいへんだという、住民は、思いを持っているわけです。したがって、少なくともその理事会に行く前にもう一度、世界銀行なら世界銀行の事務局サイドに働きかけをしますが、もう一つの手段として、そこでもう一步意思決定を待ってもらうために不遵守による異議申立制度を使うということは、少なくとも現実には起きている。

したがって、皆さんがイメージしているように、プロジェクトのすごい最初の段階で、まだF / Sをみんなが見ている段階から異議申立をするなどというケースは現実には私は見たことがありません。たぶんそういうケースは現実的には起きないと思っているのです。むしろ、それが終わっていった、最後に意思決定する直前に、意思決定をされてからではひっくり返すのがたいへんだという意味があって、そこで異議申立制度を使うというのが、現実のケースとしては起きるといことです。融資契約調印後ではそれをもう一度戻すことはたいへんであるということから、この制度を融資契約調印前に使うということになってます。

これは、先ほど発言者Cが言った言葉を使えば、国際機関で「融資契約後」という制度はありません。すべて、審査が始まってからを対象にしています。

(矢島次長)

このへんは、J B I C、補足説明をお願いします。

(入柿課長)

審査と一口に申されましても、ここからここまでがわれわれの審査ですということはなかなか言えない。実際には、プロジェクトが上がってきて、それから意思決定をするまでずっと、審査と言えは審査でございますし、今、申された例で申しましても、住民との対話を打ち切って、それで承諾するかどうかということについては、最後の役員会で決まることですので、それまでに訴えられたとして、その審査役がどういう対応を取るのかということころは、現実問題としてかなり難しいのではないかと。

J B I Cがこれこれをした、これがガイドラインに沿っているかどうかということなのですが、J B I Cとしてはまだこれこれをしていないわけですし、例えば、現地でもう住民の声を聞かないと言ったとしても、それは審査を担当している者の言葉であって、その状況をどういうふうにするかという判断するのは最後のところでありまして、それまでの段階で訴え

られたとしても、現実的には、調査と申しますか、判定するのはまず無理ではないかと思えます。したがって、J B I Cとしての意思決定がどうだったかということ判断すると申しますか、調査するのが、この機関の役割ではないかと思えます。

(F o E 松本氏)

環境ガイドラインの中に、「意思決定、融資契約等への反映」というところで、「適切な環境配慮がなされない場合には融資等を実施しないこともあり得る」とありますね。例えば、そういったガイドラインに適切に反映されていないと考えた場合、融資契約がすでに結ばれてからでは遅いわけですよね。もちろん、これまでこういった異議申立機関を作ってきている多国籍金融機関、MDBのケースもそうですが、融資契約が結ばれてからでは遅い問題についてきちんと早めに対応しようというのが環境ガイドラインの基本的な考え方だと思います。そういった考え方を反映する意味では、融資契約前、環境審査が始まってから対応していただかないと、この異議申し立て機関の意味が非常に薄れてしまうのではないかと思います。

(矢島次長)

やや同じような意見が交錯している気がするのです。新環境ガイドラインでの住民対話のところですか、そのへんは、現行の旧ガイドラインよりはフォローアップがかなりきめ細かく行われていると思います。それを前提にしたうえでこの制度だというのはご理解をいただいたほうがいいのかと。投融資部門との牽制体制の中で総裁と独立した機関というのは、方向性として皆さんのご理解を得ておりますし、これまでの「目的」「基本原則」からだいぶいろいろ進んでまいりましたが、そういう仕事の内容からしますと、J B I Cの機関決定前になんらか異議申立を受けて、それに対して総裁に報告を行うというのは、もともとの役割のところ、いろいろな方々のご意見をうかがっても、ちょっと違うのではないかという感じが致します。これは、一つはきめの問題もあるのかも分かりません。融資の決定前はあくまで投融資部門が責任を持って行い、その決定後の問題点について、そこから発生する異議申し立てについて、牽制体制の中で独立性を持った機関として審査役があたるというのがもともとの枠組みではないか、かつ、新環境ガイドラインの中での本措置の規定振りを踏まえますと、そう感じます。ご意見がもしございましたら。

(発言者 D)

要するに今の議論の論点は、融資契約前に、遵守・不遵守というところにかかわる事実の調査に異議申立の余地があるのかという話だと思います。そこについて、世銀とかADBは、私はあまり現場のことは知りませんが、実際、融資契約前に異議が申し立てられた例があるということですね。そこは、具体的に、実際どういう点で異議を唱えられたのか。それはJ B I Cでも起こり得るケースなのか。もしそれが起こり得るのであれば、融資契約締結前だろうと、受け付けない理由にはならないです。要するに、遵守・不遵守を議論する余地が融資契約締結前に実際に起こるのかということをもう少し議論したほうがいいのではないかと思うのです。

(矢島次長)

具体例をもしご存じでしたら。

(F o E 松本氏)

世界銀行の中国のチベット移住区を作るプロジェクトの場合は、融資契約前に異議申立が行われたケースです。この場合は、移住世帯の方々に、影響を受ける方々に十分な情報公開と協議を行う必要があるという規定が世界銀行のほうにもございますが、それが守られていないということで異議申立が起こっております。これは、実際、J B I Cの中でも規定されていることとございますし、こういったことは十分J B I Cの融資の中で起こり得るのではないかと思

います。

(矢島次長)

それは、異議申し立てよりも、懸念の表明ということではないのですか。あくまで融資決定前のお話ですよ。

(メコンウォッチ松本氏)

要するに、規定をちゃんと言え、世界銀行の場合は、住民の出した異議に対して、懸念に対して、適切に世界銀行の事務局側が答えていないこと、そして、それが不遵守にかかわることという2点を言わなければいけないわけです。もう少したくさんありますが。したがって、先ほどから意思決定云々と言ってますが、異議申立制度の中で重要なのは、その住民が出した異議に対して、最初の段階で投融資部門がどういう返答をするかがきわめて重要なのであります。つまり、その意味では、役員会が最終決定ではなくて、対応している融資部門がその懸念に対して適切に答えたかどうかということが、一つの重要な異議申立ができるかどうかの要件なわけです。

繰り返しになりますが、今の件も、当然そういう懸念は世界銀行側に何度も伝えているわけです。それに対して、世界銀行側から投融資部門が「それは問題ない、大丈夫だ」という返事をしているわけです。それを「機関の決定でない」と言ってしまったら、何のためにやり取りをしているか分からないわけです。少なくとも申立をしている住民からすれば、それが世界銀行からの答えである。その考え方は自分たちから見れば、誤っている、そして、それが自分たちに被害を及ぼす、かつ、世界銀行のさまざまなガイドラインに違反している、ということで訴えるわけです。したがって、非常にロジカルには整理できていると思います。

(矢島次長)

それについて、JBICは何か情報を持っていますか。

いずれにしても、冒頭申し上げた枠組みからは一歩出ること。どうぞ。

(東京工業大学原科氏)

今の議論にかかわりまして。結局、これは遵守に関するシステムを作るわけですから、今、矢島さんがおっしゃったように、銀行としての枠組みは、「契約後」ということだということは一つは理解できなくもありません。しかし、予防的な措置というスタンスも必要だと思うのです。ですから、最終的な結論が出る前の段階でね。情報は公開するわけですね。スクリーニング段階でも情報を出しますし、環境レビュー、モニタリング、三つの大きな確認のステップがあります。ですから、スクリーニング段階で、そのスクリーニング自体が適切であったかどうか、これは遵守しているかどうかはチェックできます。それから、環境レビューが公表されます、その場合も適切な環境レビューをしたかどうか。そういったいくつかの段階で、確認はできるのです、外部から。そういった段階で、予防的な措置として早めに異議を受け付けて、しかるべき対応をしていくことが、銀行としても私はいいのではないと思うのです。ある程度結論が出てから変えるのはたいへんですから。いろいろなことで同じようなことが世の中にあります。先ほどおっしゃったように、きちんと決まってからまた変えるというのはとてもできないことなので、その前の段階で、できるだけ早い段階でいかにレスポンスするかというシステムをぜひ作っていただきたいと思います。

(入柿課長)

若干、世銀とわれわれの違いというものもあるのかと思っております。一つには意思決定の構造の違いです。世銀のように理事会と事務局が一体でないケース。われわれの場合は、全部が事務方ということになるのです、全員が事務局ということになってしまいます。その構造の違いが一つあると思います。彼らのほうは、事務局としての最終案と、それを理事会に上げ、

理事会がそれを審査するという構造になってます。われわれの場合はそうではなくて、全員が事務局なので、事務局の判断は最終的には役員会の決定ということになるということです。それ以外のものはない。

もう一つ、世界銀行の場合は、融資契約のみが意思決定であるというのは若干違っているのかと思います。というのは、われわれの場合は、F / Sとかいった段階でプロジェクトの組成に深くかかわっているわけではございません。われわれは、具体的にはもうプロジェクトが、デザインができあがっておって、その融資の申し込みを受けて、それに対して融資をするかどうかを決めるわけでございます。世界銀行等の場合はそうではなくて、世界銀行の出すさまざまなプログレスレポート等を見てもらえば分かりますが、案件はかなり早い段階から、「われわれはこういうものをプロセスします」という、最終的な融資決定に至るまでの段階で幾重にも事務局としての意思決定があるわけです。それに対して異議申立を行うというのはロジカルかも分かりません。ただ、われわれの場合はそうではなくて、一発と申しますか、最後の融資の意思決定のみがわれわれの決定にあたるわけでございます。したがって、そのへんが、国際機関とわれわれを同列に論ずることができないところかと思っております。

(メコンウォッチ松本氏)

今のお話を聞いていると、なおさら必要だと思った。つまり、異議を申し立てる住民に対応している事務局スタッフは、ある意味では意思決定と深く結びついている、つまり、その人が答えていることはほぼ銀行としての意思決定に近い、世界銀行と比べて、そういうことを今、入柿さんはおっしゃったわけです。したがって、ある意味では、住民たちから事前に行われている異議に対する対応をしている投融資部門の返答は、かなりJ B I Cの意思決定に近いものが出ているということを考えれば、もうその段階で、だったら、それは自分たちが今抱えている問題を適切に処理していない、遵守に違反している、遵守されていない、ということは逆に判断ができてしまう。むしろ世界銀行よりもより最初の段階で異議申し立て制度を使うことはできてしまうのではないかと思うのですが。

(矢島次長)

これは、うかがってみると、最終決定者が誰なのかということによってくるのかも分からない。プロジェクトの性格、ODAなのか、あるいは民間プロジェクトなのかということにもよってくるように思います。といいますのは、ODAの場合には、J B I Cの決定の前に政府決定があるわけで、そこをどう考えるかというのがある。そのへんについては、むしろ主務官庁にご意見を賜りたいと思います。

(外務省高田氏)

さっきから聞いていて私はどうも理解できないのですが、異議申立機関は遵守・不遵守を見るのであって、意思決定を結果的に見ることになることもあるのかもかもしれませんが、意思決定を見る制度ではないと思うのです。例えば、意思決定に関しては、それは政府がどう対応したかとかいうところもあるかと思うのですが、J B I Cのガイドラインの遵守・不遵守を見るもの。そうすると、意思決定のタイミングとは関係ない。実際は、意思決定前には、政府が対応したり、J B I Cが対応したりしてものは解決していく場合が多いとは思うのですが、頭の整理としては、遵守・不遵守を見るものである以上……。意思決定を見る機関ですよということになると、「それは意思決定がまだです」、あるいは、「政府が意思決定しているのですから」とかいうことになるのだと思うのですが、遵守・不遵守を見るという観点からいけば、ガイドラインにおける遵守という行為が行われるということは、ガイドラインのプロセスが始まってからではないかと思えます。

質問の答えになっていないかもしれませんが、私はそう思います。

(五辺調査役)

先ほどスクリーニングフォームの情報公開の関係でご発言がありましたので、その点についてコメントしたいのですが、スクリーニングフォームの融資契約調印前に情報を公開するというのは、昨年のガイドラインを作成するときの議論を見ていると、それは当然、暫定的なものとして出すものであり、われわれとして最終的にこれで決定ですということを出すということではなくて、暫定的なものでないと出せませんということをご了解いただいているものと理解しております。

暫定的なもので出すのはなぜかという、それを出すことによっていろいろなステイクホルダーの皆様から情報をいただいて、われわれとして適切な判断をすることができるようにするために情報公開をするということと理解しております。その段階で暫定的に出したもので不遵守不遵守と言われましても、もともとの趣旨と違うのではないかという点は、確認しておきたいと思います。

(発言者D)

今のお話で、外務省の高田さんが先ほどおっしゃったように、意思決定云々を見るのかどうかという論点がまず一つある。今、スクリーニングフォームの例を挙げられましたが、例えば、「J B I CとしてはカテゴリーBだと考えます」と、J B I Cさんの言い方で言えば暫定的にとりあえず出す、それに対していろいろご意見をうかがって、今後反映させていくということかと思うのです。では、そこで、「Bです」という判断が仮に出て、「いやいや、住民から見れば、これはAではないか」という異議というか、「Aにすべきではないか」という意見が出てきたときに、「やはりJ B I CはBだと思っております」となったときに、それは異議申し立てられないということ？ 要するに、意見をおうかがいするのに、結果として住民のほうの意見が届かなかった、「やはりJ B I CとしてはBだと思っております」となったときに、では、住民は何もできないのですかという話が十分起こり得ると思います。例えば、「Bであるべきだ」、J B I Cが「やはりBだと考えます」と言ったときに、住民は何もできる余地はないということになってしまうのでしょうか。

(入柿課長)

そこのところですが、要するに、住民はBだと思っている、で、われわれとしてBだと判断するのは最後の意思決定のときなのです。だから、現実問題として、意思決定を見る云々かんぬんというか、要するに、最後の意思決定のところまで来ないと遵守も不遵守もないということなのです。

(東京工業大学原科氏)

私はずっと議論してきました、申し上げますが、「暫定的」という意味は、AとかBとかやって、あと、環境レビューしてみてもまた戻る可能性があるのです。その意味で、スクリーニングの範疇が、カテゴリーが変わる可能性がある。そういう意味で暫定的なのです。しかし、スクリーニングで公表した段階は、とりあえずその段階での判断が出るわけですから、その段階での異議があれば出せるようにしておくのは、私は、銀行側にとっても、早い段階で対応できるのでメリットがあると思うのです。これがずっと行ってしまっ、時間がかかってまた元へ戻ったら、これはえらいロスです。そういう意味で、銀行のリスクマネジメント上は、この段階で異議申し立てても別に不都合はない、むしろプラスだと思います。

(矢島次長)

うかがっておりますと、そういう、いろいろな方々の意見をうかがったうえでそれを生かしていきたいということがJ B I Cの基本的な発想だと思うのです。要は、この手続きにどこまで盛り込むかという話です。投融资部門が全く意見が合わないとか、そういうことを前提にお話されているのかも分かりませんが、これまでの手続きの中で、先ほど意思決定は関係ないというお話をしましたが、これは非常に重要な話で、それから初めて遵守・不遵守と、一種コン

プライアンスが決まってくるわけだと思うのです。そういう意味では、もともとの議論から、昨年の議論からかなり覆るようなお話をご提言の中ではされているような気がいたします。どうぞ。

(発言者C)

先ほどの議論で、住民の意思が無視されたとかいう話があるのですが、チベットの、中国の西部開発は特異な例だという気がするのです。通常のプロジェクトは、発展途上国なり相手の国にとって必要なプロジェクトで、ぜひ国として推進をしたいというプロジェクトになっているわけでありまして。その中で、住民の中にも賛成の人もいれば反対の人もいるということだと思ふのです。2人提案できるということならば、そこは反対の人は必ずいるだろうし。したがって、審査の中では、賛成の人も出てきているから、その人の意見も聞かし、反対の人にも反対の意見を聞く。それを踏まえて、実施主体者なり当該政府がどういう判断をしているのかということも聞いたうえで、ガイドラインに照らして進めるということだと思ふのです。ですから、一概に、反対の人が最後までいるから、それについて押し切るのはどうかとかいう、ちょっと極端な議論をされているのではないかという気がする。

審査は、そういうことで公平に、中立に、ガイドラインを踏まえてやっていくわけですから、その段階は、J B I Cでのガイドラインを踏まえた慎重なあれを見守る。で、結果として、そこがガイドライン不遵守であれば、異議申立という制度が設けられているということではないかと思ひます。

先ほど、チベットの例だったのですが、十分に地域住民に対して話がなされていないと断言されたのですが、地域住民といってもかなり広いわけでありましょうから、地域住民たちに説明がなされていないという人もおられれば、なされているという人もいるのではないかと。その中で、プロジェクトに賛成という人もいるでしょうし、いろいろな声を聞く必要があるのではないかという気がいたします。

(メコンウォッチ福田氏)

まず最初に、カテゴリー分類は、先ほど最終的な意思決定の際に決まるものだとおっしゃったのですが、それがよく私は理解できなかったのです。少なくともガイドラインを見る限り、いちばん最初の段階としてカテゴリーを分類し、その後の環境審査をどういうプロセスでやるかということが決まって、そのプロセスに基づいて、E I A、あるいは、いろいろな環境関連のドキュメントを見ていくわけですね。その後、確かに、振り返ってカテゴリー分けがおかしかったということの変更の可能性はあるとは書いてありますが、その順番自体は、カテゴリー分けが終わって初めて環境審査のプロセスが決まるのであって、最終的なJ B I Cの役員会の意思決定の段階でカテゴリー分類の最終的な決定がされるのだというおっしゃり方はよく分からない。

実は、カテゴリー分け自体は少なくとも意思決定の前に行われるはずで、ここについては、一つ、遵守したかどうかの重要なポイントなわけですね。例えば、さっきから出ている中国の西部貧困削減プロジェクトの場合は、実際に、ダムを造り、大規模な移住があり、大規模な灌漑を造りというように、さまざまなカテゴリーAに分類されるべきプロジェクトであったにもかかわらず、カテゴリーBに分類された。それが明確にインスペクションパネルの中で政策違反だと指摘されているのです。そこを見ると、そのカテゴリーをどういうふうに分けたのかというのは意思決定前に見るべき重要なポイントだろうと思ひますし、その遵守・不遵守はどう考えても判断可能であると思ひていることが一つです。

もう一つは、先ほど入柿さんが、J B I Cの場合は意思決定が事務局の内部で行われて、最終的に役員会でという、そういう統一的な枠組みで行われているからとおっしゃったのですが、その前に、矢島さんがチェックアンドバランスの問題ということをおっしゃっていたと思うのです。それを考えると、意思決定前の段階で、例えば、世界銀行だったらマネジメントと理事会があって、そこである程度のチェックアンドバランスが働くわけですが、J B I Cの場合は、

結局、事務局が判断するというその一つの構造しかない中で、意思決定前にどういうチェックアンドバランスを働かせるのかというのは一つの大きな課題だと思います。以上です。

(矢島次長)

私が申し上げたチェックアンドバランスについて言いますと、銀行ですので、金融庁の監督もごさいますし、主務官庁の監督もごさいますし、そういう中で、幾重にも実は、オペレーションを行う最終段階に入る意思決定をする前に……。そういう意味で、ここに同席しております環境審査室というのが、決定前のチェックアンドバランスの大きな役割を果たすということでごさいます。そういう中の位置付けとして、むしろ意思決定後のチェックアンドバランスがもともとのスタートでJ B I Cとして考えている、この異議申立手続きなのだろうと思うのです。そういう意味で、先ほどお話ししましたように、必要性は十分分かるのですが、そういう意思決定前の意見を聞くというのを、今後の新環境ガイドラインの中でどう活かしていくのかという問題なのではないかという気が非常にします。

(発言者E)

基本的に私は外務省の高田企画官とほとんど同じ意見でごさいます。まず、機関としての意思、判断があるかないかというところの件ですが、本来、このプロセスは、ガイドラインの遵守をJ B I Cはちゃんと行っているかどうかというのを見る。そういう観点に立ってみると、確かにガイドラインというのは審査段階からスタートする。具体的に挙げるとするならば、要請を受け付けた段階で、J B I Cとしては情報を公開します、例えば、列挙されておりますが。なんらかの理由でJ B I Cが出さなかった。当然、関係者はJ B I Cさんと直接お話をすることもあろうかと思いますが、仮に、これを出さないとした場合には、それはすでにコンプライアンスの違反ということで十分問えるのかと。これは非常に細かい話で本論とあれかもしれないのですが、単に融資の決定をするかしないかというところではなくて、やはりJ B I Cが環境ガイドラインについて遵守をしているかしていないかという観点から行くのであれば、融資決定に関係なく、前からすでにスタートしている話ではないかということでごさいます。

あとは、原科先生のおっしゃっているとおり、私ども財務省としても、なるべく早い段階で問題解決という形、大きな問題が広がる前に予防的な手段はなんらかの形で取っていってもらおうというのは、非常にいいことだと思います。以上です。

(矢島次長)

お話はよく分かるのですが、要は、先ほど私が申し上げましたように、どこからどこまでをこの異議申し立ての審査役にやらせるかという話がまずあるのだろうと思うのです。事前のお話は十分必要だろうと思いますが、例えば、ODAの場合ですとJ B I Cの融資決定のだいぶ前に政府決定がなされるわけですが、その前の段階からお話が出てくるとことは当然ご認識いただいていると思うのです。そういう場合に、実際には借入人との関係というのは非常にいろいろなものを行使していくうえで重要だと思いますが、リーガルな関係が全くない段階で、遵守・不遵守の異議申し立ての審査役に担わせるということまでお考えですか。むしろそういう役割がなんらかの形で必要だという認識でごさいますか。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

実態的に、現場での目から見た場合、逆に、プラント業界の方とかはもう少し本音でお話というか……。私が思うには、基本的にはこのF/Sの状態というのは、雲をつかむようなというか、何も決まっていらないような状態ではなしで、本当はここでもかなりの具体的なことを詰めないプロジェクトは民間としても前に進めないです。進めなくて、実態的にここでもかなり具体的なものを詰めてしまっているがゆえに、以後、融資の問題とか、いろいろ決定的なことがかなりあるがゆえに、環境問題が後で出てきたときに引き下がれない状態が多々あるのではないかと。それがあってはならないかと私がただ可能性を疑っているだけではなしに、裁判が行わ

れているインドネシアの問題にしても、いろいろな問題にしても、そういうところの問題が今出てきている、吹き出している。

この問題意識を持つときに、審査部門できっちりとやってもらっている、またはやるでしょうということは分かるのですが、第三者の目を見て、現地からの情報を早く、逆にプラント業界なり、業界のほうもつかむ。つかんだからといって別に反対するということではなしに、私が常々思っているのは、この異議申立制度は、事業を推進する意味にもなる。だから、早めに芽を摘む。悪い意味の芽を摘むのではなしに、問題点を、プラント協会なり、いろいろな方々、業界の民間の方々も十分に情報を仕入れたうえで、事業を推進するほうに転換していく、または、そういうノウハウを持つということである。ここが1点です。これは実態的な意味です。

もう一つは、J B I Cとしてどういうふうこれをとらえるかという問題とか、論理的問題になると思うのです。確におっしゃられるとおりで、何も無いところにJ B I Cがなぜかわれるのかという問題は確かにあると思うのです。ただ、一つは、一般的に付款契約とかよく言うのですが、いわゆるガイドラインを示している段階で、あとは相手方がそれを承諾しないとこの事業に乗っかれないわけですから、その時点である程度相手方はこれを了解している。次に、審査にも入っているわけですから、今、財務省なり、外務省の方々がおっしゃられているように、ここはやはり一つの関係があるということで、決して受け付けられないのではないかということはないと思うのです。あとは、もちろん裁量というか、J B I Cの考え方一つだと思うのです。

ただ、もう1回繰り返しになりますが、よく分からないのは、業界の団体のほうが逆に、これを後でいいのではないかとおっしゃっているのです。むしろ早めにそれを聞いたほうがいいのではないかと思うのですが。ちょっとご意見をうかがわせていただきたいのです。

(矢島次長)

いかがですか。

(発言者F)

今、プラント業界ということでお話があったのですが、私はODAのほうは正直言ってあまりよく知りません、OOFのほうが中心ですが、プラント業界としては、基本的に、環境を守るというのは大前提ですから、まず、環境を破壊するような意図を持ってプラントを作ろうということは考えてません。ですから、基本的には、事前に住民の方と話し合っ、当然反対がゼロということはないでしょうから、その場合には、例えば、補償するとか、相手と話し合っ問題解決をして進めていくということによってやっております。

先ほど矢島さんのほうから、J B I Cに環境審査室があると聞いたのですが、私は不勉強で知らなかったのですが、そういうところがあるのであれば、ある意味で、異議申立機関まで大げさにやらなくても、そういったところを活用できるのではないかと思ったのですが。前回、これまでJ B I Cさんのほうの融資でもって特に不都合はなかったと聞いたので、そう思いました。

(発言者D)

今の話に関連してですが、これは初回に確か確認したと思うのですが、今回のこの異議申立の機関は何を見るかと。最初は「投融資部門」という書き方をしてあったのですが、「審査部門」というのは環境審査室も当然審査の対象になると。ここは最初に確認したとおりですので、環境審査室があるから十分だという議論はおかしいのではないかと。まさにそこも審査対象として異議申立機関は見ているというのが1点ある。

あと、これは先ほどの議論の繰り返しになるのですが、結局、融資契約前に異議申し立てを受け付けなくて、同じ問題が融資契約後になってから申し立てられましたと。そうなったときに、融資契約後に申し立てられてまさに事業が始まっているのに影響が出ると、それとも、融資契約前、まだ事業の工事とかが始まる前の段階で申し立てられて、かつ、それが白であれ

ば、融資契約締結後は何も問題なく事業がすんなりと行けるわけですから、事業者の側から見ても、明らかに、融資契約後に申し立てられるよりは、融資契約前に申し立ててもらってきちっと早い段階で白なら白という判定をもらったほうがずっと、事業費的な観点から、工事の遅れが出るかどうかは別としまして、コストの観点からすると、いいのではないかという気がするのです。そこをもう1回、いろいろな方にご説明いただければと思います。

(矢島次長)

1点目は、私から申し上げましたので、補足でお話します。ご理解いただけなかったのかとも思いますが。かなり幾重ものチェック体制になっておるのです、いろいろな部分で。それはまさにご理解いただいていると思うのです。そういう意味では、意思決定、組織の融資決定の前に、環境審査だけではございませんで、いろいろな審査部、国の支払能力を調べる審査部とか、プロジェクトのフィージビリティを調べる審査部とか、いくつも審査部がありまして、その中の一つに環境審査室がございまして、そこが実際の融資を行う部門とは牽制体制になっていて、チェックをする。さらに、外部の方からの異議の申立に対して、かなり独立した機関として、これからはいろいろなそういう方の特性みたいなものも出てくると思うのですが、これからの議論として、そういう方をお願いをしようということで、むしろ追加しているということなのです。意思決定の前にはもうすでに内部の組織として牽制体制ができあがっていて、意思決定後さらに異議申立について受け付けるというのがもともとの枠組みなものですから、そういう意味では、意思決定の前の段階では、むしろ投融资部門からはある意味では牽制体制にある環境関連のところにお話をいただくということもあるのでしょうか。

ここでもう実は1時間も経ってしましまして、まだ融資承諾前のところしかお話していない。先ほどJ B I Cの者からも説明があったように、事前にスクリーニングをしたところで情報公開をして、E I Aも公開することになっております。それは、当然にして意見を賜ることを前提に情報公開をするわけです。そういう意味で、事前にお話をうかがったうえでそれを意思決定に反映させていく。それで、状況が環境にとって将来大きな影響があるであろうという場合には融資をしないという判断も当然あるわけです。ですから、その部分も非常に重要とJ B I Cは考えているのだらうと思います。

さらに加えて、実際に融資契約締結後についても異議申立が必要であるということで、その融資承諾前、ですから、実際には調査を始めた段階、それからさらに契約関係に入った段階、いずれにしても意見を賜るのが重要だというのは認識しておると思うのです。

ただ、この審査役にどういう権限を持たせるのかというところは、ここまでのJ B I Cの説明もそうですし、私自身もそうなのですが、思っていたスコープを超えているところもございますので、そこはJ B I Cに整理をしてもらったほうが良いと思っております。

(発言者G)

実際に借り入れる立場でお話しさせていただきたいのです。なるべく早めにいろいろ異議申立があるというのはいいことだとは思いますが、今までお聞きしていて、J B I Cさんが意思決定される前にそれを判断するというのは、責任を負わされるというの、無理があると思うのです。実際にどういう、役員会で、やられ方をしているのかよく分からないのですが、役員会までの間に起こった懸念を、役員会のときに一緒に、こういう懸念があったという前提で役員会を開かれればいいのではないかと。それでないと、その前に異議申立異議申立で1個ずつやっている、前にもものが進まない可能性があるのです。

これは、他の国からいろいろな邪魔をされたりした場合に、細かい異議申立があるのです。異議申立を解決して、異議申立を解決して、とやっている、解決しないわけです。だから、まず役員会までにいろいろな懸念があれば、その懸念は全部、役員会のときに、「こういう懸念があったのです」という形でやっていただければ、役員会の決定にもそういう懸念が反映するのではないかと思うのです。そこで、そういう懸念があるにもかかわらず意思決定をして、その後、異議申立があってもいいわけではないかと。その直後には異議申立ができるわけですよ

ね。

われわれの懸念は、それまでの段階でいろいろなことで異議申し立てをされて、JBICさんの手続きが前に全然進まない、すると、役員会も開けないということで、プロジェクトが全く進まないということがいちばん懸念されるのです。

(F o E 松本氏)

先ほどのお話だと、もちろん私も役員会にいろいろな意見が反映されるべきだと思うのですが、一つは、こういった異議申立をきちんと受け付けて、第三者による調査が行われたほうが、むしろ役員会での判断は的確に行われるのではないかということ。先ほど入柿さんがいみじくもおっしゃった、事務局の意思決定はほとんど役員会の意思決定であるということであれば、役員会に全く違った意思決定を期待するのは難しいのではないかと思います。

それと、矢島さんが先ほど、もともとの枠組みの中に事前の意思決定を受け付けることがなかったとおっしゃったのですが、それはどこのもともとの枠組みなのか。私は研究会からずっとガイドラインにかかわってきたつもりですが、一度も、「事前」を対象外にするという話はなかったと思うのです。もしすでにそういうベースをそちらで何か想定されているのであれば、こちらでぜひシェアしていただかないと。もともとの枠組みというのは何のことをおっしゃっているのか、理解できないところがございます。

(矢島次長)

申し上げたのは、事前には明示的に話されたかどうか私は詳しく知りませんが、ただ、意思決定を行った後で初めて借入人との関係でもリーガルな関係ができる。そういう前提の中で、かつ、JBICの中のオペレーションおよび審査部門も含めて、一度決定をしたものに対して、それが遵守・不遵守として適正になされたかどうかということ、異議申立を受けてチェックするということですので、役割自体が、意思決定前にプロジェクトにかかわるということは、この異議申立という制度自体で想定されていないのだろうと思うのです。それはいろいろな国の制度をご覧になっていただければ分かると思いますが、処分ないし決定後、それが分かった日から何日以内に異議申し立てるということで、決定があった後になされるというのが、こういう行政不服法の、行政救済法の体系とかいう中ではあるのだろうと思うのです。そういう意味では、むしろそう考えるほうが自然である。

ただ、おっしゃっているように、では、意思決定前に何も考えないのかということ、そうではなくて、先ほどJBICの者も言うておりますように、いろいろな意見を必要とするために情報公開をする。これは昨年来の意見交換の中で出てきたと思っておりますし、それは新環境ガイドラインの中に入れ込まれているということですので、それについていささかも軽視することはないのだろうと思うのです。むしろこの異議申立の手続きの、そういう意味では、定義を変えるというお話であれば、もともとそういう定義がないというご理解だろうと思うのです。そこは、通常の不服申立なり、異議申立の国内の手続きから考えますと、処分決定後というのが通常であると思います。

(東京工業大学原科氏)

今の点は、その意味では、われわれのこれまでの議論を研究会以来ずっとフォローアップしまして、一応フォローアップ委員長をしておりますので申し上げます。今おっしゃったのは、確かにそういう形で考えることはできると思いますが、趣旨は、ガイドラインの遵守が、このガイドラインにも書いています、確保されるよう努めるための方策なのです。ですから、最後の段階というか、「契約後」も一つの方法ですが、しかし、この趣旨を生かすためには、むしろ早い段階から受け付ける仕組みを作る、予防的な措置として、さっき申し上げたのですが、これを考えてもおかしくないのではないかと私は思います。

研究会のときの議論はこちらの研究レポートですが、この中では、ちょっと読みますが、「国際協力銀行として、ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの遵

守を確保する方策が重要である」という表現になってます。とにかくそういった趣旨に合わせるか、予防的な措置も一緒に考えていくのかと。さっき申し上げたとおりです。

ですから、最初から「契約後」ということでは私たちは議論してなかったと思います。

(発言者C)

何回もこの点を強調しているのですが、ガイドラインの7項「ガイドラインの適切な実施、遵守の確保」で、今、原科先生が言われたように、「本行にガイドラインの遵守を確保するため」という表現はありますが、その後、「本行のガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置を取る」と書いてます。ガイドライン上は明確に、「不遵守に関する異議申立」と書いてあります。ですから、これを受けて議論をしている。このガイドライン不遵守に関する異議申立をなぜ受け付けているかということ、そこは、ガイドラインの遵守を確保するためでありますということになります。したがって、ガイドラインの遵守を確保するために、一つには、ガイドライン自身全体の運用について適切な運用をするということです。もちろんJBI Cの職員が日頃からガイドラインをきちんと守るようにやるというのがあって、さらに一歩進んで、この異議申立については不遵守の場合に異議申し立てを受け付けて処理をするという形になっているわけです。明確に書いてあるわけでありまして、不遵守の場合に対する異議申立を受け付けてどう処理をするかということです。枠組みを外れて議論をなされていると前提が狂うのではないかと思います。ガイドラインにこう書いてあるわけでありまして、それを尊重するということだと思えます。

それから、できるだけ前広くと言われている話があるのですが、O O Fの世界だと、いろいろなところに相手の国がプロジェクトをする際に、別に日本の金融機関に頼むわけではありません。いろいろな金融機関と話をするわけでありまして、どの金融機関に設定するかという段階でまだ決まっていなくて異議申立をなされるというのは、きわめて不自然な姿ではなからうかと思います。

「できるだけ早く」と言った場合には、そもそもそのプロジェクトの問題点があればできるだけ早く解決したいという意思の表れだろうと思うのです。それは、当然、その国のプロジェクト実施主体者なりにどんどん働きかけをやるべきだし、その国の法体系において許認可がなされたわけでありまして、それはどんどんその場に働きかけをやるべきだと思うのです。それは全然してはいけないということではないし、どんどんやればいい話です。それを、きょうご発言いただいている方が問題と言うならば、それはその国でそのプロジェクトをやること自身が無駄なおかしいことかもしれませんから、それはそのプロジェクトをその国が止めると判断すれば済んでしまう問題だと思います。

ただ、そこは、賛成、反対の人がいるわけでありまして、いろいろな意見をその場で言うということであって、そこはファイナンスをする機関が決定するわけではないのです。ファイナンスというのは、あくまでも当該国が決定をし、プロジェクト実施主体者がやるものに対してファイナンスを供与するかどうかという程度の範囲内においてできる限りの努力をしましょうと言っているわけでありまして、そこは混同するのはおかしいと思うのです。

(東京工業大学原科氏)

時間をかけたくないと思います。この不遵守という意味は、どの段階で不遵守が確認できるかということ、「契約後」としてしまうと非常にクリアですよね。ただ、情報は早い段階で、スクリーニングの後とか、レビューの後、みな公開されていくわけですから、その段階で、そのプロセスによって、遵守されているかどうかチェックはできるのです。だから、その段階で異議申し立ては事実上は可能だと思うのです。

われわれが議論したときは、なにも契約後でないと遵守したかどうか確認できないなどという議論は全くしていません。そういう意味では、不遵守をできるだけ早い段階でチェックできれば、その段階でやったほうがいい。特に遵守・不遵守のことは、財務省の方はたいへん強く主張されました。財務省の方は今、私と同じような観点で議論しておられます。われわれはそ

ういった意味合いでこういうことを決めてきたと思います。

(北澤次長) 融資承諾前に情報を暫定で公開させていただく。例えば、暫定でBだが、いろいろな情報等があって、Aではないかというご意見を承るためにも、公開をさせていただきませんが、その暫定そのものが不遵守かどうかというのはなかなかつらい、あるいは困難な話かと思えます。私どもはいたずらにAのものをBとか、Cとかとする所存は全くありません。しかしながら、本来、審査中にいろいろな情報を公開させていただくというのは、かなり難しい面もあるのです。事の重大性に鑑みてガイドラインに基づき公開させていただくのですが、それはご意見があれば参考情報として承るということであります。その参考情報も含めて役員会までにガイドラインに基づき審査をして検討をして、それで国際協力銀行として意思決定をします。その決定自体が、AかB他かということを含めて決定するわけです。参考情報として承るのは当然ですが、決定前の暫定の段階で不遵守かどうかという手続きを踏んでいくことは、かなり困難と思われれます。この制度に基づく異議申立、不遵守かどうかというのは、やはり意思決定をさせていただいた後の話ではないのかという感じがいたします。

(矢島次長)

申し訳ありませんが、もう1時間20分も経ちまして、皆様方のご意見はそれぞれ出尽くしていると思えます。繰り返しになりますが、JBICとしても、意思決定前に、事前に意見、懸念を聞くというのを全く避けているわけではなくて、むしろ、新環境ガイドライン上でも情報公開する趣旨は、そういう意見を聞くということです。ですから、これはJBICの検討をお願いしたいと思います。そこも含めて、今回の異議申立手続きの遵守・不遵守というところ、不遵守を「決定前」まで含めるのか。リーガルには、不遵守についての異議申立ですと、「決定後」としか、常識的には読めないと思えますが、リーガルな判断ではですね。

事柄として「事前」も重要だというのは、何度も申し上げているように、JBICも認識しているところです。情報公開をしたところでスタートポイントになるのだろうと思えますが、融資決定までにいかに反対意見の方、懸念表明される方の意見をくみ上げていくのか。そういう手続きも含めてこの異議申立手続きに入れるのか。あるいは、意思決定前ですから、投融資部門、あるいは投融資部門の牽制体制である環境審査に関しては環境審査室との話し合いの場を別途考えるのかということを含めて、ここのところは、恐縮ですが、時間がかかり過ぎていますので、議長として引き取らせていただいて、次の回に少しJBICから意見をまとめて言ってもらいたい。その場で少し検討が必要だと思えます。きょう全部終わらせたいと思っていましたら、到底そういう感じではありません。次の回に、セカンドドラフトの前にJBICから考え方を説明して、そこでまた議論をさせていただきたいと思えます。

もっとも、もう1点、これは時間を取ってお話していただきたいと思えますが、「貸出終了後融資返済終了まで」。ここはかなり期間が長いことをございますし、先ほど産業界の方の話がありましたように、金融機関としてどこまでプロジェクトにかかわっていくのかというところとの関係があって、かなり哲学論争的なところはあるのだろうと思えますが、それぞれご意見を賜りたいと思えます。

ここの冒頭説明から時間が経ってしまいましたので、JBICから、「融資貸出終了後まで」に決めているというところは、もう一度説明していただいてから、リフレッシュしていただいて議論に入ったほうが良いと思っていますので、よろしくをお願いします。

(入柿課長)

繰り返しになりますが、「貸出終了まで」とさせていただいた考え方でございます。まず、プロジェクトサイトで発生している悪影響を改善するという観点では、プロジェクトが完成する前に関係者間の対話を行うことが重要であるということだと思えます。一般に貸出はプロジェクトの進捗に合わせて行っておりますので、貸出終了がプロジェクトの完成と、一般的にはでございますが、ほぼ同義であります。したがって、貸出終了までとさせているというの

が1点ございます。

それから、プロジェクトの完成後にも異議申し立てを可能とするということになりますと、われわれ金融機関としまして、借入人との関係は、貸出終了前と後ではずいぶん変わります。そういう中で、借入人やプロジェクトの実施主体が、プロジェクトの操業・運営が開始しているにもかかわらず、こういったわれわれに対する異議申立に協力するということが、無用な負担を、無用と言うと言い過ぎかもしれませんが、関連資料保存等の負担を強いることになってしまうということが1点。さらには、資料面とか、関係者の所在とか、時間が経てば現実的にも調査は困難となります。国の法体系でも時効とか、不服申立制度でも申立期限等が切られております。したがって、実効的に調査を行うという観点からは、ある程度時間を切る必要がある。それはどこが適当かとわれわれが考えますのは、「貸出終了」であるということでございます。

(矢島次長)

それでは、ご意見をいただきたいと思います。どうぞ。

(メコンウォッチ松本氏)

議論のためですが、入柿さんのお話の土壌でお話をうかがいたいのです。「時効がある」、確かに時効はあります。「文書をどこまで残せるか」、確かにそれは物理的な懸念は私も理解します。それが、ただ、貸出終了後だということではよく分かりません。なぜそれが貸出終了後5年ではいけないのか。時効がある。まさにおっしゃったように、政府にはその文書保存期限もあるわけです。そういう意味からいくと、どうして「貸出完了」なのかということももう一つよく分からない。そこを、今のロジックの中で説明してほしいのです。

(入柿課長)

一つには、プロジェクトが完成するまでということが適当であるということ、先ほど申し上げたとおりであります。プロジェクトに発生している悪影響を改善するという観点からは、完成前になんらかの手を打つことが重要であるということですので、その問題解決という観点からすると、「事業が完成するまで」で適当ではないかということが1点です。

それから、貸出終了に伴いまして、われわれは、これも繰り返しですが、金融機関として、借入人との関係がずいぶん変わってくるということでもあります。その債権管理の過程になるのか、それとも、それまでの貸出の期間中、われわれがその事業についていろいろやり取りをしている段階というのは性格が変わるということで、そこで切るのが適当だろうと考えた次第であります。

もちろんいろいろなお考えがあると思います、プロジェクト貸付終了後1年とか2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、いろいろとあると思うのですが、それはどれも決め手のある話でもないのだと思います。国際機関の例を見ましても、世界銀行等、遵守・不遵守を判定するところは、基本的に「貸出終了まで」と、それよりもう少し早いですが、ということになっているということから、こういうふうに設定したということでもあります。なぜいけないのかと問われますと、ここは逆に、「貸出終了」ではなぜいけないのかということになると思います。

(メコンウォッチ松本氏)

「貸出終了」ではいけない理由の一つあります。また不穏当発言だということであれば、具体的な資料とともにご説明しますが、タイの汚水処理プロジェクトです。非常なスピードで建設が進んでおります。貸付を終わらせようとしております。住民は、アジア開発銀行に、インスベクションに訴えましたが、非常なスピードで建設が進んでいます。これは、いちばん大きく懸念するのは、要するに、こういう動きを察知して、建設をばばっと進めてしまう。建設が進めば、当然、貸付は進みますから、貸付も進める。そういう意味からいくと、異議申立を封じ込めるために、ある種、工事を急ピッチで進める、よって貸付も急ピッチで進むということは、

私は十分に懸念しています。

もう一つは、先ほども言いましたが、モニタリングに対してJ B I Cは責任を持っているわけですから、それが適切に行われているかどうかという遵守・不遵守という意味では、当然、そこを含めば貸付終了時点では不足であると。2点です。なぜ「貸付終了」ではいけないのかというのは、その2点が私にとっては大きい理由です。

(矢島次長)

A D Bのケース、タイのプロジェクトのケースで、異議申し立てを避けるべく急ピッチで工事を進めているというお話がありましたが、私の記憶では異議申立はすでになされていると。それが一点。それから、スピードアップして進めているということですが、それはスケジュールよりもさらに前倒しでということですか。なかなか実務面ではそういうことは難しい気がするのですが。

(F o E 松本氏)

例えば、工事が終わっても、具体的にフィリピンのダムのケースですが、これは地元の移住世帯の生活再建が非常に問題になっているわけです。この生活再建はすぐに進まない、まだまだこれから時間がかかるのですということです。被害を受ける、影響を受ける住民の方への緩和策というようなものですね。実際、工事が終わっても、その後、影響が広がる可能性は非常に大きいわけです。ですから、こういった案件は、貸付が終了してからは受け付けないということにしてしまうと、漏れてしまう案件ではないかと考えます。

(発言者H)

一般的に考えて、スケジュールよりも前倒しで作業をするということは、当然、マンパワーも余計に投入しないとイケないし、資機材の手配等全部変えていかないとイケないので、相当なコストアップになります。私はO D Aは知りませんが、民間の事業でスケジュールよりも相前倒しで意図的に工事が行われるということは、通常あり得ないのではないかと思います。

どこまでの期間にするかということは、世銀のケースでも、先ほどおっしゃってましたように、貸し出しが95%、世銀の場合には厳密にいくと「貸出終了」ではなくてディスパースが95%終わったところだと思えますが、融資期間が終了した時点で打ち切るとすることで結構だと思います。O O Fの場合でも、通常、貸出期間は4年~5年くらいありますので、遵守・不遵守に起因した環境問題というのは、当然その間に起こってくるだろうし、その後、何か問題が起こったとしても、それは、環境アセスメントの最初のところではアンフォーシヤブルな問題が起こってくるケースが多いのだろうと思えますので、貸出期間終了時点で切っていただくということで構わない。

融資期間は、O O Fでも通常10年、あるいは10年以上あります。O D Aだとおそらく35年、40年あるのだと思いますが、30年後に異議申し立てを受け付けられても、やっていた人はもう誰も生きていないというケースもあるわけです。あまり駆け込み寺的にいつまでも門戸を開かれるというのは現実的ではないと思えます。以上です。

(発言者I)

的が外れているかよく分からないのですが、環境問題に対する遵守・不遵守、J B I Cのやったことに対する遵守・不遵守を問題にしているわけですね。そうすると、貸し出しが終わった後、では、J B I Cは何をするのかというのがよく分からない。あとはおカネを受け取るぐらいしかないと。それ以後は、もちろんプロジェクトに対する年間の報告とかを受け取るのかもしれないですが、あと、目立ったこととしては、J B I Cさんとしてはどういうことをされるのですか。それに対する遵守・不遵守というような……。貸し出しが終わるまでももちろん異議申し立てはできるわけで、そこまでに起こったことの異議申し立てならそこまででできると思うのです。それ以降に、どういうJ B I Cさんの行動に対する遵守・不遵守が問題

になるのですか。それがよく分からないのです。

(高岡課長)

基本的にこのプロジェクトの環境配慮確認をわれわれはしていくわけですが、そういった中で、今、例えば、松本さんのほうからご指摘があったプロジェクトなども、確かに貸付の完了後までいろいろな問題が残っているものもあることはあるのだと思います。ただ、それはすでにもう、その前にいろいろな形で問題として惹起されている、あるいは、問題として顕在化しているということでございますので、今、ご質問があった方のように、その段階では、貸付の段階で、貸付完了前までに異議申立を起こすというアクションを取るとは可能かと思っております。

では、貸付が終わった段階で、回収時点のほうで具体的にJ B I Cとして何をやっていくか。環境に関して言えば、環境のモニタリングの期間はプロジェクトによって異なっていると思いますが、そのプロジェクトのモニタリングがいつの段階まで継続されるのかということでございまして、それが残っているものもあるかもしれません。ただ、多くの場合に関しましては、ある一定の段階までに何も問題がないプロジェクトでありましたらば、その後の環境配慮の大きな問題点は基本的にはその後あまり出ない可能性のほうが高いですので、そういった段階でモニタリングのほうを見直して、必要があれば、もう止めてしまうということもあると思います。ご説明がすべての形でお答えできているか分かりませんが、以上でございます。

(矢島次長)

要は、ケースバイケースで、貸出終了後もモニタリングを行うケースもあれば、環境へのインパクトの軽重で貸出終了時に終わるものもあればということですか。はい。

(発言者C)

国際金融機関がどこまでこういう問題に関与するのかということで考えてみると、普通、プロジェクトは、国内にもいろいろ、発電所建設もあれば、水処理建設もありますし、建物建設もあれば、工場建設もあるのですが、そこでもいろいろ環境アセスメントはもちろんやっています。そこで、都市銀行なり金融機関が、ファイナンスしたところが周辺住民から訴えられて、「どうするのだ。問題解決を、おまえ、しろ」とか言われることは、国内の例で考えると、あまりない。むしろ事業実施主体者なり、あるいは、そこを許認可している政府のほうが判断基準がどうかということで訴えられるだろうと思うのです。その、今度、国際版になるわけです。そういった際に、国際金融機関が、相手の国の主権を考えながら、どこまで言えるのかということ。ここは環境ガイドラインを設定して、その範囲内でやっていきたいと思います。したがって、影響を及ぼせる範囲内はきわめて限定的になって、対話の促進とかもあります。プロジェクトが終了した時点以降まで、国際金融機関なり、あるいは異国の金融機関なりがずっと責任を持ってやっているかという観点で言うと、そこまでは、他の国の国際機関等の例を見ても、なっていないのではないかと。

異議があるというならば、そこは、基本的にプロジェクトの実施主体者なり、あるいはその国の判断なり行政判断なりにももちろん訴える道があるわけでありますから、ぜひともやりたいというなら、その場を活用するのが本来の筋ではないかと。したがって、J B I Cにおきます遵守・不遵守の異議申立については、当然のことながら、ある一定の期間、限度の中でやるということで、J B I Cから先ほど説明があったようなことでもう十分すぎるほどやっているのではないかという感じがいたします。

(東京工業大学原科氏)

今の環境審査室の方のご説明で、モニタリングの期間が貸出終了後に及ぶ場合もあり得るということだったので、そうすると、モニタリングということは一つの関与ですから、むしろタイミングは、貸出終了後というタイミングではなくて、ケースバイケースで、「貸出終了後」

ないしは「それを超える場合にはモニタリング終了後」ぐらいは対応したほうがいいのではないかと思います。

(F o E 松本氏)

先ほどのお話で、貸出終了後はどの国際機関も受け付けていないのではないかというお話でしたが、世界銀行の民間支援を行っている I F C ・ M I G A が持っているコンプライアンス・アドバイザー・オンブズマンの機能は、期間に関係なく問題解決についてはきちんと責任を持っていこうということで、貸出終了の案件に関しても受付をしております。その点は確認させていただきたいと思いました。

(メコンウォッチ松本氏)

もう一つ、世界銀行のケースが参考にならないと言う人もいらっしゃいますが、世界銀行の例でいきますと、数は忘れたのですが、申立をして、それがいったん終わる、で、新しい情報、新しい、ある種、証拠と言ったらあれですが、を住民たちが見つけて、もう一度申立を起こそうというケースが、世界銀行の場合あります。この場合はどうするかはまだ決まってませんが。そういうときは、比較的、2回目の申立が貸出実行で引っかかるケースが、世界銀行は非常に多い。それで切られたケースが、確か三つぐらいあったのです。

そういうことからいきますと、問題があって、審査の過程で「これはちょっと状況として不十分ではないか」とか、あるいは、こうしようということがそこで決まったが、うまくその後実行してなくて、改めてその人たちが別の情報を持ってきてクレームをしたいというときには、たいてい貸付実行後になってしまって、だいたい終わってしまっているケースが多いというのは、世界銀行の場合があります。

ある意味で、私は、原科先生がおっしゃったように、「モニタリング終了後」というのは一つの現実的な選択としてあるとも思ったりします。特にこのガイドラインには、モニタリングについては、カテゴリー A、B について一定期間モニタリングを行い、J B I C の役割としてはその結果に対して確認を行うということがありますし、必要に応じて調査を実施して、モニタリングが適切に行われているかどうかという関与もするということがガイドライン上書かれていますので、そういうことからいけば、貸付実行終了後で切るというのは違うのではないかという気がします。

(発言者 H)

逆に、モニタリングの機能がガイドライン上で規定されているわけですから、融資期間終了後はモニタリングのほうでやればいいわけです。ガイドラインのほうにも、モニタリングの規定の中で、第三者等から環境社会配慮が十分でない等の指摘があった場合に御用のほうで適切に対応すると書かれていますので、そこで対応すれば十分だと思います。それでもいやだというのであれば、私もよく知りませんが、インドネシアのコトバンジャンのように、J B I C あるいは日本政府を提訴すればいい話である。すればいいというか……。なぜあんなことが起こったのかよく分からないのですが、逆に、あのようにも簡単に J B I C や日本国政府を提訴できるのであれば、そもそも異議申し立て受付制度自体が要らないのではないかという気もするのです。それは本会とは関係ない話ですが。

(発言者 J)

私の理解不足の面もあるかもしれないのですが、2点ほど確認をさせていただきたいと思います。まず、異議申立についてですが、基本的には、環境ガイドラインに示された方針や手続きが適切に実施され、そのガイドラインの遵守が確保されるように努める。この手続きというのは、ガイドラインにあるように、基本的にはスクリーニングとレビューとモニタリングであると。したがって、異議申立を受け付けるとした場合、J B I C がスクリーニングや環境レビュー、モニタリングを適切に行っているか行っていないかという基準で異議申立を受け付ける

のかというのが1点目になります。

もう1点ですが、例えば、環境ガイドラインのモニタリングのところ、基本的に環境配慮が十分になされていないと第三者から言われた場合、J B I Cのほうはそれを適切に伝えるとともに改善されるよう促すということが書いてあるのです。異議申立を行うというのは、プロジェクトの実施主体者に対して適切に伝え、そしてその改善を促すということがなされていないことに対して、異議申し立てを受け付けるのかという点をお教えいただければと思います。

(矢島次長)

スコープについてはJ B I Cから。

(入柿課長)

そこは、ガイドラインの遵守・不遵守ということで、不遵守についての訴えを受け付けるということです。したがって、モニタリングのところですが、どこで切るかという話はございますが、基本的に遵守しているかどうかという点については、例えば、J B I Cとして適切な対応を促していないではないかということについての異議申立を受け付けるということは十分考え得るところかと思います。

(発言者C)

私の発言で、松本さんが間違っているのではないかとされたので。今回の異議申立は不遵守に関する異議申立ということで、オンブズマンの機能とは違っていると思っております。不遵守の場合に対する異議申立ということで、これはインスペクションパネル、国際機関の例が妥当と思いませんが、そういうインスペクションパネルを開いて不遵守かどうかというのを判断する際の、いつまでかということについては、世銀の場合については、貸付終了95%だったかな、そういう規定があったかと思えます。したがって、そこがどうしてそういうふうになっているのかという根拠についてもきちんと押さえていただきたいと思えます。

(F o E 松本氏)

今の発言に答えさせていただきたいと思うのです。私どもはもちろんA D Bのインスペクションファンクション、世界銀行のインスペクションパネルを勉強させていただいて、どうして融資の審査が始まってから融資終了までという提案をさせていただいたかといいますと、やはり、今、世界銀行の95%というので、松本さんのほうから紹介がありましたように、問題が起こっているということで、J B I Cの実際に問題解決あるいは遵守に向けた仕組みができるのであれば、今すでに起こっている問題をさらに改善する形が適切ではないかということで、このような提案をさせていただいております。実際、A D Bのほうのインスペクションファンクションの見直しの中では、この95%というのは撤回される予定になっておりますし、各M D Bの中でも、融資終了後を受付期間の終了にするということの問題の認識が広がっているということはお伝えしたいと思います。

それと、M D Bはそうではないかという話がありましたが、先ほど来から、M D BとJ B I Cとは役割が違うのではないかと散々おっしゃっているのに、ここに至ってはなぜM D Bのことを出してこられるのか、何か根拠があるのでしょうか。

(矢島次長)

若干議論が逸れだしている感じもいたします。M D Bとの違いは、もともと国内法のない体系の中での制度であり、それが日本の政府系金融機関にあてはまらないということで、今回お話されているのは、私の理解では、金融機関として、レンダーとしてどこまで責任を取るかという範囲では類似性があるのではないかという話だろうと思うのです。

これまた時間となってきました。いろいろご議論をいただいて、J B I Cが金融機関、レンダーとして、リーガルに借入人に対して直接的に意見を言っていけるというのは、先ほどの話

というか、貸付終了からモニタリングまでガイドラインのスコープが当然入ってますので、そういう意味では、「貸付終了後モニタリングの終了時点」というのは、原科先生がおっしゃったように、一つのタイミングとしてあるのだらうと思います。

ただ、遵守・不遵守というのは、元の決定が遵守・不遵守だったのかということころは非常に大きなポイントとしてあるのだらうと思います。そういう観点からすると、JBICのほうから説明があったように、何十年も経ってくると、文書の保存年限にもよるのだらうと思いますが、当事者環境も変わってきますし、なかなか調査が難しくなるという面もあるのだらうと思います。そうはいても、モニタリング終了時までにはJBICの責任としてプロジェクトにかなり直接的に関与していくということですので、その期間を念頭に置いて、これも前の議論と同じになりますが、この異議申立環境審査役に対してモニタリングまで負わせるのか、あるいは、その前の段階の貸付終了までで終わらせて、その後は別途、ガイドラインにもございますが、第三者の意見を伝えるということころの枠組みをどう考えていくのか。たぶんはそのへんは具体的になっていないのだらうと思うのです。そこも含めて、ですから、承諾前の段階、それから、貸付終了後モニタリング終了までの段階で、どういった体制が必要かということとは、JBICのきょうの意見でも必ずしもはっきり出ていないので、次回までにJBICの考えを整理してもらって、繰り返しになりますが、セカンドドラフトを作る前にもう一度議論させていただきたいと思います。

これで2時間近く経ってしまったのですが、方向性が見えないまま「期間」のところが一応一段落です。

次に、「申立書の内容」でございます。JBICの提示案のところ、まず一つ、今後のペンディングのところになってくるかと思いますが、因果関係でございます。ガイドライン違反と具体的被害の因果関係。これは、申立人の要件のところ、直接の被害と、「恐れ」と言われている方と、あるいは、「可能性」と言われている方があるのですが、前回、坂元さんの表現にありました「明白かつ差し迫った」というのはいい言葉という感じがしておるのですが、「明白かつ差し迫った」というところをどう取り入れていくかも含めて、前回JBICからは、受理の段階で厳しく見ていくということではないという説明もあったと思いますが、そのところの表現とかかわってくるお話でございますので、そこは、セカンドドラフト如何でまた戻って議論をさせていただきたいと思います。

そういう意味では、メコンウォッチ、F o E ジャパン等の団体の方からご提言いただいた中で、まず、ご意見を賜りたい。2点ございます。一つは、匿名を希望するかどうか。これは申立人の匿名ということだらうと思いますが、これについては、もうお帰りになってしまったようですが、グローブ・ジャパンからも、申立人の人権を配慮して情報公開を行ってくださいというご提言もいただいております。ただ、どういう段階を具体的に匿名にしるということなのか、そのところの説明を1点いただきたい。

それから、インスペクションパネルとオンブズパーソンというもともと二つの機関を念頭に置いて、この申立書の内容についても書いていただいているのですが、これまでの議論の中で、JBICのキャパシティで「問題解決に向けた対話」ということで、その限度の中ではむしろ一つになっていくというのが方向だと思います。ただ、そういう中で、問題解決に向けた対話の促進という観点を踏まえすと、オンブズパーソンのところに書いていただいている「期待する解決策」というのを申立書の内容の段階で入れ込むかどうか。この2点。

あとのところは、若干表現は違いますが、申立書の内容でそんなに相違はないと思われまして、むしろ、匿名はどこまでが範囲なのか。実際には、問題の解決まで行きますと匿名であっては進められないということもございますので、その点。それから、「期待する解決策」というところ。これもどんな考え方からここでご提示いただいているか。その2点についてご説明をいただければと思います。

(メコンウォッチ松本氏)

まずその2点ですが、匿名を希望するかどうかということは、基本的にわれわれはこのイン

スペクシオンパネルというものを想定してますが、このメンバーには自分が何者かは伝えるということです。したがって、J B I Cさんが書かれているような、本名で申し立てはするが、しかし、それを外に出さないということで、ある種の匿名性は守られるのではないかと私は思っています。この匿名性というのは、誰にも名前を言わない、私は誰にも分からないという意味ではなくて、当然、インスペクシオンパネルのメンバーにはその人の名前を知らせるということの意味しております。

「期待する解決策」というのは、住民が、申し立てる人たちが、こういうふうにしてほしい、例えば、もう少し適切な補償をしてほしいという場合もあるかもしれないですし、立地に対して再検討してほしい、あるいは、E I Aをもう一度やってほしいとか、レベルはさまざまだと思います。しかし、こちらの場合は、遵守・不遵守をもともとあまり想定していないで書いているものですので、そこは、自分たちが抱えている問題の解決策として何かアイデアをご提供してもらおうという、その程度のものであります。

ただ、矢島さんがおっしゃった点ですが、その二つを除けばみんな似ているというのは、実は私はそう思ってない。特にJ B I C提案の下の・三つです。「プロジェクト実施主体との協議の事実」。それから、「情報公開の同意」、これも全部とは言いませんが、基本的にいくつか問題をはらんでいるかと。それから、「宣誓」です。この3点については、また後でちゃんと話しますが、同じでないと思っております。

(矢島次長)

まず匿名のところですが、これは、一般に公開しないということと、あとは、借入人になるのかプロジェクト実施主体になるのか、相手側に対しても名前を秘すということですね。ただ、報告書の段階、あるいは、実際には、問題の解決に向けた対話の促進という段階になってきますと、申立人が特定できないと進まないという面はあると思うのです。そういう意味では、調査段階、報告書の段階で、これから先、問題の解決に入っていくというところでは、少なくとも相手に対しては匿名性はなくなってくるという理解でいいのですか。

(メコンウォッチ松本氏)

そこは確かに具体的に書くべきだったと思います。まさにGlobe Japanのほうにあるように、われわれの最大の懸念はご本人の人権というところにありますので、その段階にする場合に、申し立てた人に、例えば、事業者、あるいは、輸出者かもしれませんが、「そういう関係者にあなたからの申し立てがあったとお名前を公開していいか」ということはやはり確認をしたほうがいいと思います。ですから、それは自動的という意味ではなくて、自分の名前をどこまで出せるかというのは担保できると。ただ、その場合、対話ができない、と判断することはもちろんできると思います。ご本人が匿名のままどうやって対話をするのだという議論はもちろんあると思います。それは、実はオンブズパーソンのほうでもものすごくフレキシブルに考えて言っていますので、そういう場合はケースバイケースで、できるものについてはやるし、できないのであれば、この状態では対話促進はできないということをオンブズパーソン自らが言う。つまり、「匿名性をどうしても守りたい」「このまま匿名性を守っていたのではお互いの対話の促進ができないので、私たちとしてはこれ以上関与ができない」というようなことをオンブズパーソンは当然言える状態であるというイメージです。

(矢島次長)

もう一度確認ですが、基本的には本人がずっと匿名を守ると。審査役の仕事のどこの段階から匿名性が消えるとかいうのではなくて、あくまで本人の意見を尊重して、ただ、匿名性を維持すると問題の解決がなかなか難しいのだろうと思うのですが、その段階で打ち切ることは当然あるが、あくまで本人の希望を聞くということですか。

(メコンウォッチ松本氏)

私はそう思っています。そこは実はあまりそれほど詰めた議論をしていないので、もしかしたら他の団体の方は違う考えがあるかもしれません。私はそういう整理で思っております。

(矢島次長)

この点に関しては、何かご意見はございますか。確かに、申立人がどういった規模で出てくるのか、J B I C案では「2人以上」ということですので、かなり、マイノリティで出てきて、オーソリティに対抗するのはたいへんだというのは理解できる点でもあると思うのですが。どうぞ。

(発言者C)

若干、申立人のところの議論と重なる点もあるのですが、申立人については「地域住民を代表する現地の人」ということで申し上げているので、その観点から、申立人については地域住民を代表するという形になっているかどうか。地域住民は、例えば、ダムなどの場合だとものすごい人数の方がおられると思うのですが、その過半数を代表する人なのか、あるいは、ごく一部の地域住民を代表する方なのか、どれだけのバックグラウンドの地域住民を代表してご意見を聞かれているのかというところは、この項目だけ見ていると、なくても済むという感じもいたします。そこは考え方の分かれるところかもしれませんが、こちらから出した時点で代表として入れるならば、地域住民のどういう範囲の人を対象にしている、その人を全部代表しておりますよという形の申請者になるような記載ぶりはできないのかと。これは単に名前を書くだけになっているかと思うのですが、そうではなくて、その人が代表するところの地域はどのような地域ですよ、それを代表する、という証明書があればいいかと思うのです。そういうものは添付されないのかと。

(矢島次長)

今のお話は、むしろ申立人の要件のところ、いろいろその項目でもご議論をいただいたうえで、方向性としては、J B I C案のところとプラスして、代理人のところは限定してどう考えるのかというのが基本的な方向性であったとは考えております。代表ということに限定をすれば匿名性は必要ではないだろうというご意見でございますね。はい。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

ここは、J B I C案のほうで、申立人の要件で、「当該国の2人以上」、2人という理由は複数なのだ、単独ではないのだという話がありました。そういう意味からすると、同じNGOのあれですが、原則的には、自己が責任を持って申し述べなければいけないと思うのです、こういう申立ということ自体からしますと。ですから、原則は匿名はないと私は思うわけです。

ただ、いろいろなところから情報を漏れ聞きますと、その集団の中で反対していることをオープンにすることによって、その人の人格的なものとか人権が大きく傷つけられたり、被害を受けたりする場合があります、不測の事態がある。それは「恐れ」になりますので、またその恐れをどう考えるかという問題はもちろんあるわけですが、これは別途の制度として保障しなければいけないと思いますが、基本的に匿名は難しいのではないかと。

もう一つ、前の回の議論の中で、代理という環境の問題がありました。動物とかはどうするのだという問題がありますから、この絡みの問題はありますが、匿名自体はそういう考え方です。

私はコメントを出しているのです。前回まではいわゆるNGOのスタンスかと思っていたのですが、実は、よく考えてみますと、環境ガイドラインを審査するのは審査役なのです。法の適用を審査するのは審査役なので、現地の人間が十分に環境ガイドラインを知っているわけではないし、判断できるわけがないのです、自分がどういう形になっているかというのは。だから、申し立てる場合は、現実に、自分が被害を受けそうだ、確実に受けそうだ、もしくは受けているということと、それから、メコンウォッチとか地球の友のほうでは「プロジェクト名」と「事

業主体名」というのを書いてあるのですが、これについても、本来、J B I Cが貸付けている対象がどこなのかとかが現地の人間が本当に分かるのかという問題はあると思うのです。分からなくて、自分が確かめられなければ訴えられないのかという問題があります。

私が考えているのは、自己責任として、自己の名前を「2人以上」ですから、当然、それは秘匿できないということです。紛争が現実的にこの地域でこの場所で起こっている可能性があるとか、環境破壊が起こっているということと、先ほどおっしゃられたような因果関係に関する事例と、それから、J B I Cがそこにかかわっているのだということをメインにして、構成要件というか、原告適格とかを構成すべきではないかと。前の回から今までの間に考え方が変わりましたが、そのほうがこの趣旨に沿った考え方なのではないかと思しますので、付け加えておきます。

ですから、基本的には、匿名は難しいのではないかと思います。

(矢島次長)

実際には、情報公開のところは、別途、先ほどメコンウォッチの松本さんからの提起もございましたが、まとめて後ほど議論いただきたいと思うのです。プロジェクトの一方の当事者の実施主体に対して名前を隠すというのをここでは匿名性ということで整理したほうがいいと思うのですが、いずれにしても、自己責任を持って申し立てる限りにおいて名前は出すべきである、ただ、一方で、申立人の人権の侵害があるようなところは別途それを担保する策を講じるべきであるということでございますね。そういう意味で、申立人の人権に配慮するということですね。

他にはございますか。

そういう意味では、申立人の人権の配慮ということは、かなりの方向性としては共有していると思いますので、その点は配慮してJ B I C案を作ってもらいたいと思います。

それから、問題解決への対話の促進ということからすると、先ほどの申立書の内容にそれがなければということではないので、あれば書いてくださいということになるのかも分かりませんが、「期待する解決策」というものが、メコンウォッチ、F O E ジャパン等のほうからご提言がございました。ここは、申立書の内容の一項目ということで、これがないとはじくということでは当然ないのだろうと思います。そこも入れる、あれば書いてもらうということが、手続き全体をスピードアップする意味では必要かと思えます。この点も、J B I Cは少し踏まえていただきたいと思えます。

メコンウォッチの松本さんからお話ございました中で、「情報公開への同意」のところはまとめて「情報公開」のところで議論させていただきたいと思うのですが、それを除く2点、「プロジェクト実施主体、それから本行投融資担当部署との協議の事実」という点、それから、「記載事項の真実性にかかる宣誓」という点、この2点、考え方をJ B I Cのほうから一度説明をしてください。

(入柿課長)

まず、「プロジェクト実施主体、あるいは、本行投融資担当部署との協議の事実」でございますが、この異議申立そのものが、まずJ B I Cおよびプロジェクト実施主体となんらかの協議が行われて、その結果、J B I Cが全くガイドラインに違反している、適切な対応を取らないということで初めて申立が起こると考えておりますので、そこは、プロジェクト実施主体および本行投融資の担当部署とまず、申立の前に議論していただくのが筋であると考えております。その確認を取るためにここの申立のフォームに入れておるわけでございます。

それから、「記載事項の真実性」でございますが、ここは濫用を防止するという観点から、「嘘はありません」ということを宣誓していただくということでありまして、内容自体には特に皆さんご異論はないところだとは思いますが、ここは、濫用防止のために、嘘はありませんということを宣誓していただくために入れました。

(矢島次長)

ここの「協議の事実」というのは、プロジェクト実施前もあるでしょうし、実施後も、モニタリングの過程の中で住民との対話に参加したということでもいいわけですか。そこで異議を申し立てた、あるいは、反対意見というか懸念を表明したということでもいいのでしょうか。

(入柿課長)

本行の投融資の担当部署およびプロジェクト実施主体となんらかかわりがなくていきなり異議申立というのはあり得ないだろうということです。ここは、直接、本人とプロジェクト実施主体がどこか一つの部屋で協議をしたというような文字通りのところに加えまして、なんらかのトランザクションがありました、なんらかのインタラクションがありましたということで、ただ、それでもプロジェクト実施主体のほうからは是正措置が取られないということを書いてもらうということですので、特におかしいとは思っていないのです。

(外務省高田氏)

今の説明の中で確認したいのですが、「本行部署との協議」という場合の「本行」ですが、これは現地の事務所が対象になるのか、それから、実際に会ってなくて手紙とか電話とかという場合、この2点はここで言う事実の対象になるのでしょうか。

(入柿課長)

「本行投融資担当部署」は、もちろん事務所も一部でございますので、事務所と協議していただいても構わないということでありまして。あと、手紙等については、そこはケースバイケースだろうと思います。きちりと名前が書いてあって、手紙がきちんと届いて、われわれが何かアクションを取れるような形で手紙が来たということであれば、それは当然、ここの「協議の事実」に該当すると思います。

(矢島次長)

それでは、もともと問題提起をいただいた松本さんから。

(メコンウォッチ松本氏)

いくつかあります。一つは、これはいただいた要綱案の書きぶりそのものに私はいろいろあるのですが、それはさておいて、大まかに、「本行投融資部署との協議の事実」が必要であるということについては、あまり大きな異論は実際はありません。しかしながら、「プロジェクト実施主体との協議の事実」についてはよく分からないのです。J B I C の遵守・不遵守の話をするのに、どうしてプロジェクト実施主体との協議の事実がなければいけないのかということがよく分からない。例えば、先ほどの、カテゴリー B がおかしい、カテゴリー A ではないかというような議論をしているときに、どうしてそのプロジェクト実施主体者と協議をしていなければいけないのか。ものによってはプロジェクト実施主体者との対話をすることによって問題解決、遵守・不遵守ではなくて問題解決につながるものがあることは認めますが、しかしながら、遵守・不遵守を見るのにあたってプロジェクト実施主体者と協議をしていなければいけないかと言えば、それは必要ないと私は思います。むしろ、自分がこういう被害を受けている、それはこの不遵守のためであるということをおそらく投融資部門、J B I C に伝えることがもちろん大事で、それに対して J B I C から反応をもらって、その反応が適切かどうかということをおそらく住民なり訴える人たちが考えるというプロセスはリーズナブルだと思います。「実施主体者との協議の事実」というのは必要な要件ではないと思います。

宣誓についても、書きぶりの問題もありますが、これをしたからどうなるのかと。つまり、これをして事実と違うことを書いた場合と、これをしていなくて事実と違うことが明らかになった場合とで何が違うのかということをもう少し教えてほしいと思ってます。

(入柿課長)

まず、「プロジェクト実施主体との協議の事実」でございますが、この手続き全体に前提となっておりますのは、問題の所在、存在ということであります。その問題は何が起きているかということ、プロジェクト実施主体との間で起きていることであります。したがって、問題が問題なのかどうかということの判定するためには、まずそのプロジェクト実施主体と協議して問題解決を図っているという事実が必要であるということだと考えております。

「記載事項の真実性」は、別に、法的な効果ということでギリギリと言われれば、それはあったほうがいいたろうというぐらいのものでありまして、ないからどうのということはありません、もちろん。ただ、それを書いてはいけないという理屈もないのだろうと思っております。

(矢島次長)

むしろここは濫用とか何かという懸念があるわけですね。

(F o E 神崎氏)

一つ確認ですが、実際にJ B I Cさんからいただいた要綱のほうを見ますと、例えば、プロジェクト実施主体者との協議の事実では、「誠実な問題解決に向けた協議が行われていない場合に手続き開始を決定」、それから、投融資部門との協議の事実に関しては、これも同じで、「投融資担当部署が適切に協議申し込みに対応しない場合に手続き開始」と書かれています。これは、特に協議が行われているという事実があるから手続きを開始しないということではないのですよね。よく分からないかもしれないのですが、「協議が行われていない場合」ということは、実際に協議が行われているとすると、これは要件には当てはまらないというか、異議申し立てには当てはまらないということになるのでしょうか。

(入柿課長)

そこは、ここに書いてございますとおり、基本的には投融資担当部署が適切に協議申し込みに対応しない場合に手続き開始を決定するということでありますので、協議が継続中であれば、その最初のアクションとしては協議の帰趨を見守ることになろうと思っております。そこで、もちろん協議の、本行のほうで手続きを著しく遅らせているとかいった事情があれば、そこはまた別の判断があるかと思っておりますが、原則としてはそういうことだと思っております。

(F o E 松本氏)

協議が行われていても、協議が継続されていても、その中で適切な対応が期待されない場合には、やはりきちんと申立を受け付けるという対応がないと、逆に、影響を受けている人たちにしてみれば、ずっと協議を続けて問題が何も解決しなくて、いつまでも協議が続いているという状況になってしまって、この異議申し立ての機関の機能が意味をなさなくなるのではないのでしょうか。

(入柿課長)

そこは、「適切に協議申し込みに対応しない場合」で十分読める話だと思っております。協議申し込みをされて、その後放置すれば、そのまま「適切に協議申し込みに対応しない場合」にあたりますし、全然誠実な対応ではないということであれば、十分ここで読める話ですので、別にそこを、われわれのほうで、協議しているという事実があるからということだけで撥ね付けるつもりはありません。

(矢島次長)

ここはその後の予備調査のところとも絡んでくるとも思います。明示的に書いてないかも分かりませんが、誠実かどうかというのは、むしろ申立人の判断だと思っております。ただ、一方、それを受理したうえで、それが本当に不適切なのか、デュープロセスできちっと進んでいるかど

うかというのは審査役が判断するという構成だと思います。

(東京工業大学原科氏)

確認です。「協議」という言葉を使っていますが、中身は、当事者へのアクセスがあったかどうか、そんな感じでしょうか、今のご説明は。そういう表現にすればいいのではないですか。「協議」と言うと、いろいろやり取りが相当ないといけないようなイメージになってしまうのです。今のご説明だと、むしろ、アクセスをちゃんとやって情報が伝わっているかどうかということであれば、そういう表現のほうがいいのではないのでしょうか。

(メコンウォッチ福田氏)

「プロジェクト実施主体と」の文章についてはそれでいいと思うのですが、全体がいいかどうかは別にして。「本行投融資部門」のほうでは、「協議申し込みに対応しない場合」と書かれています。これをそのまま解釈すると、協議の場にJ B I Cの担当者が出てくればこの申し込みには対応しているというふうにしか読めないというのが一つです。

もう一つ、「真実性に関する宣誓」のところにあるのですが、先ほど法的な意味は大してないとおっしゃったのですが、その後の二つの文章、「重大な虚偽がある場合は、その後の申し立ての資格を失うとともに、費用を負担することになる場合がある」、この文章について、この宣誓とどういう関係があるのか。

この二つのリクワイアメントの意味を教えてください。

(入柿課長)

ここは、読んで字のごとしで、嘘についてはダメですよということだけであります。費用の返還とかは、もしも虚偽申請によってわれわれのほうで費用が発生したということであれば、当然費用の返還を請求できるわけです。それから、虚偽の申立を行った人からの次からの申立は受け付けないということも、当然われわれとしては取りうる措置だと思っております。その確認のためにここに記すということでもあります。あくまで濫用の防止でありまして、これが常に発動されるという事態は想定しがたいと思っております。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

J B I Cさんのほうは、ここはもうだいたい当然のことなのでということでさらっとということなのですが、逆にここは、非常に深読みしてしまう、現場的には深読みしてしまうという面があります。それはどういう意味かといいますと、協議なり何でもいいのですが、門前払い、住民が行ったのだが扉が閉まっている、もしくは受け付けない、ファックスをしたのだが、「いや、来ていない」と言われたという状態は、日本の公共事業とか役所の形でもよくあることなのです。ここでであるということではないのですが。協議しないと異議申し立てする資格はもちろんないわけで、これは当たり前のことですが、ここにもう一つ、門前払いというか、一応アプローチはしているのだがそれを拒絶されているような状態がある場合は、当然これは異議申し立ての資格を持つということを書き添えていただければ、非常に安心して制度が使えると思います。

(矢島次長)

その点に関しては、先ほども申し上げましたが、誠実とか、あるいは、協議しているというそれが適当でないという判断は、申立人の判断なのだろうと思うのです。だから、言われていることが適切かどうか、それによって本審査を開始するかどうかというのは、審査役の判断だろうと思います。そういう意味では、一方的に手紙を出したが何も通知がないというのがあれば、それは添付してもらってそのレポートを書いてもらうというのでも、十分「協議をした」と。それはプロジェクトの実施主体に対しても同じだと思いますが、それをもって門前払いという構成ではここはないのだろうと思います。

では、表現で、「協議」がいいのか別の表現がいいのか、そこも検討課題にしてください。それから、権利の濫用というところは、これはJ B I C案だけではなくて、他の提言の方から、グローブ・ジャパンの方からも、産業界の方からもいただいております、非常に重要なポイントだろうと思います。あって支障があるということであれば別ですが、特に支障がないということであれば、むしろJ B I C案かなという感じがいたします。ポイントは権利の濫用ということだろうと思いますので。

(外務省高田氏)

権利の濫用を防ぐためのいろいろなチェックの仕組みを入れる、それはそのとおりで必要だと思っております。ただ、こういう宣誓書的な書き方を入れると、私は思うに、この制度ができて、翻訳がなんらかの形でされて海外に見せた場合にどういう印象を与えるか。いろいろなチェックの仕組みはあるのだが、基本的には、「もし問題があったら出してくださいね」と、実際にはいろいろなチェックの仕組みはありますよ、けども、「問題があったら、一応出してくださいね」という姿勢はあってしかるべきだと思うのです。もちろんあまり来てほしくないとは思いますが。そうすると、ここで書いてある宣誓書というのを書くと、申立の人に、これを見たときに、どう受け取られるか。「出すな」と言っているのではないかと受け取られないかと私は懸念しております。それは、この制度の仕組みの中で、こういう場合にはこうです、こういうふうにこうですというふうの説明として書いてある分にはいいと思うのですが、申立書でこういう書き方はどうですか。皆様方のご意見をうかがいたいです。

(F o E 松本氏)

私も今の高田さんのご意見に非常に賛成です。もちろん実際に不正な申請があった場合は、基本的には事前の審査の段階で、通常これまでの世銀やA D Bのケースを見てますと、きちんと撥ね退けられるであろうし、実際、そのようなケースはほとんど来ていないわけです。ですから、こういった真実性にかかわる宣誓書を記述する際のマイナスの面のほうが逆に大きいのではないかとということが1点目です。

もう一つは、最初に松本さんが出された論点ですが、「プロジェクトの実施者との協議の事実」。なぜこういったものがJ B I Cの遵守・不遵守を問ううえで必要なのか。私たちも知っているケースでは、地元の事業実施者、あるいは政府のほうと少々話をし、それでも全然問題が解決しないという場合に、なんらかの形で海外の支援を求められるわけです。こういったものは当然行われているものであって、投融資部門とのやり取りは私は必要だと思いますが、この、実施者との協議が行われてなければ手続きを開始しないというのは、全くこの手続き上おかしな決め事ではないかと考えます。

(発言者H)

外務省の方がなぜそんなことを言われるのか私はよく分からないのです。個人で役所に申請書とか書類を出すときには、必ずこういう文言が入っているのではないかとと思うのですが。逆に、では、外務省さんの場合、私どもが書類を出すときに、こういうレップアンドワランティがなくてもよろしいのでしょうかということ。普通、日本国民が役所に出すときにもあるものであれば、そんなに深く考える必要はなくて、逆に、真実というか、事実に基づいて申立をしているわけですから、これがあつたら困ること自体がおかしいわけです。これでJ B I Cの制度の評価を落とすということは全く考えられないと思います。

(発言者C)

「宣誓」と日本で書くと、裁判にて宣誓書みたいに書くのですが、欧米だと、書いて申請書が何か出すときに、「以上書いた点については記載間違いありません」というのを書き添えます、普通。そういう意味でこれは書かれているのではないかと思うのです。これは、通常、文書でやり取りする際に、例えば、個人が就職する際にも、個人の履歴について「右、間違いあ

りません」と書きますね。そういう意味では、ヨーロッパの文書主義の中でいくと、通常こういうのは必ず文言として、きちんとしたやり取りの中には、契約書でもたぶん入るでしょうし、こういう重要な関係になってくると、普通、入るのではないのでしょうか。

(外務省高田氏)

外務省の申請様式を全部把握しているわけではないのですが、今、おっしゃられたように、「以上のことについて相違ありません」というぐらいの書き方だったら私もいいと思うのですが、ここまで書くのかという感じが個人的にします。外務省の書類を全部調べてみているわけではありませんが、通常ここまで書かせるものですか。

(入柿課長)

ここについては、まず、全体の濫用防止の仕組みを入れるということについては皆さんも異論はないと思うのですが、なぜここに入れるかと申しますと、これが唯一、申立人からいただく書類なのです。したがって、申立人からいただく唯一の書類の中にこういうのを入れておくというのは、濫用防止という意味では非常に意味があることだと思います。

もう一つ、ここまで書くのかということですが、先ほど法的な効果はあまり変わらないと申し上げたのは、別にこれがなくてもわれわれとしてはアクションを取れるということではあります。実際にこういうふうを書いてあるほうが、ずっとそういうことはやりやすくなるということは当たり前でございます。さらに、「こういうことがない場合に、では、こういう不利益があるかもしれませんよ」ということについては、事前に申立人のほうにきっちりと言っておくほうが、申立人との関係ではクリアであって正しいことかなということもあると思います。

(メコンウォッチ松本氏)

例えば、ここに、「重大な虚偽」とか、「こともある」という書き方をしているわけですが、虚偽が重大であるか重大でないか、もっと言うと、よく分からないこともあるわけです。「こういうことが言われている」とか、「こういうことが言えるのではないか」とか。あるいは、何か証拠を持って「これは絶対事実だ。間違っていない」というものもあるでしょうが、しかし、そうでないものもあると思います。そういう情報は僕は重要だと思うのですが、ここが書いてあることによって、これはもしかして間違いだったら、後で、それこそ1日1ドル、2ドルで暮らしている人は、この審査役の何千ドル、何万ドルというものを払わなければいけないと思えば、あいまいな情報はそこから全く出すのを止めようという心理状態が働くことは当然あると思うのです。そういう意味からいくと、ここで入柿さんが意図しているのは、本当に故意の、しかも悪質なものを防ぎたいはずですが、こういうことを書くことによって、むしろ訴える側というか異議申立をする側が、これは使うのを止めようとか、この情報を言ったら後でおカネを取られるのではないとか、私は逆の効果があると思って、入柿さんがおっしゃったような効果以外の効果を発揮するという懸念を非常に強く持っています。

(矢島次長)

ここもかなり議論は尽きているように思います。まさに皆さん方は濫用防止についてはご理解をいただいているのだらうと思います。そういう中で、実際に、虚偽のないことを約束しますというのは常識で、ビザの欄にも、外国に行かれるときには書く、ごく一般的な表現でございます。ただ、その後の損害賠償請求のところまで書くかどうかということがポイントなのだらうと思います。まさにその項目が皆さんのご議論のポイントになっているのだらうと思います。議論の集約の中では、それがなくても、非常に悪質な場合には損害賠償請求は別途法的な手段としてはできるのだらうと思いますので、その文言のところは、この「費用の返還」のところまで書くかどうかということ、これまでのフロアの方の意見をお聞きになったうえで、JBICに少し文面を考えていただきたいと思います。

残されたポイント、「プロジェクト実施主体との協議」ですが、これはもともと、問題が発生して、それに基づいた因果関係での遵守・不遵守ということで、これまでの議論の中でも、全当事者の問題の解決がいちばんハッピーなわけです。ただ、J B I Cとして問題の解決にどこまで入っていくというのは能力の限界があるというところは共通した認識だと思うのです。そういう中で、いちばんの問題解決の実施主体はプロジェクト実施主体であるということだろうと思うのです。ですから、これは「協議」という言葉ではなくて「アクセス」がいいのが、という点ではありますが、なんらかの集会に参加したという事実が全くなく、第三者のレンダーに対して異議申立をしてくるというのは、これはもともとの考え方として違うのではないかと思います。何か、J B I Cは補足することがあったら。

(メコンウォッチ松本氏)

ご趣旨はよく分かります。それと、先ほどの議論もありますが、私は融資契約前のものも遵守・不遵守は対象になるべきだと思ってますので、そういう意味からいくと、問題そのもの、フィジカルな問題がここで発生していないものもあると思っているわけです。さっきの Kategorii 分類の話などもそうだと思いますが。そういう中からいくと、私は、任意でこれを書いてもらうというのは、その後の審査のためにはきわめて有効だと思うのです。つまり、これだけ問題が起きているのに、プロジェクト実施者となぜ話し合っていないのだろうということを審査役の人なりインスペクションの人が考える材料にもなるし、この段階では議論をしてなくてもやむを得ないとか、そういう判断の、プロジェクトベースで、参考になる情報としてはあると思うのです。私は基本的に、これを入れている国際機関もないということもあるのですが、J B I Cの遵守・不遵守という意味では全然必要ないと思ってますが、ただ、これは副次的に、問題も解決しよう、対話を促進しようとする意図があるという、最初にわれわれが合意した大きな目的を考えれば、少なくとも任意でこうした情報を、要件としてではなくて、情報として提供していただくということはあるといいとは思いますが。

(矢島次長)

他にご意見はございますか。

(発言者D)

今、松本さんがおっしゃいましたが、同じ感想でして、要は、要件とするのはどうかということ。これは書いたほうが望ましいというのは十分、今後の審査をやっていくうえであると思うのです。これを要件にしてしまうと、これは想像の世界で恐縮ですが、例えば、先ほどからいろいろ議論に出ている Kategorii 分類の話については、J B I Cが Kategorii A とすべきところを B としていたということが問題になるのであって、別に事業者のほうに非があるわけではない。これは、事業者に「 Kategorii A でしょう」と言ってもしょうがない話です。ガイドライン遵守違反の不遵守を指摘する際に、絶対プロジェクト実施主体にその場合非があるということは必ずしも言えないのではないのかと。実際は、プロジェクト実施主体者の方々は、当然、J B I Cのほうからいろいろと話があって、それに従って作業をきちっとやられるわけですから、プロジェクト実施主体のほうで絶対なんか問題の原因を作っているという考え方自体がそもそもおかしいのではないかと。もちろんそういう場合がゼロではないと思いますが、その場合には、望ましいということでこういった「プロジェクト実施主体との協議の事実」と書くのはいいと思うのですが、要件にするというのはおかしいのではないかとというのが私の考えでございます。

(矢島次長)

これは、対象期間をどうするか、どこまでに定めるかという議論もあるのです。ただ、先ほどお話ししたように、問題が起こっている、あるいは、明白かつ差し迫った問題があるということを受けて異議申立を受けるという意味では、一義的には問題の解決を図る。これまた国家権

力を行って行うプロジェクトと民間が行うプロジェクトと、考え方が全然違う点があるのだらうと思うのです。国家権力の場合にはなかなか意見が聞けない面というの、国によってはあるのかも分かりませんが、民間プロジェクトの場合には、むしろ対話ありきという面が非常に強い。レピュテーションリスクを負うのは、国のプロジェクトと民間プロジェクトではかなり程度の差があると思うのです。そういう意味では、今までお話いただいた議論のプロジェクト実施主体との関係というところも、たぶん国が行う大規模プロジェクトを念頭に置かれて話をされているように思うのです。ここはむしろ、冒頭ありましたように、いろいろなJ B I Cのオペレーションをすべてカバーするという中でできているものなので、今、私が申し上げたような観点で、産業界の方、ご意見がありましたら。ここも、手続きを二つに分けるのか、共通のところがあって中のパリエーションとして分けるのかという中で、非常に大きなポイントになってくると思うのです。ですから、そのところでもしご意見がありましたら、賜りたいと思います。

(発言者 F)

基本的にO O Fのほうを主体で使っているわけですが、その場合には、やはり、もしそういう異議申立するような事象が起これば、早く解決するということが第一義的にありますので、会話をまずする。ですから、まず実施主体との協議の事実ということを書いてもらいたいと思います。

(発言者 B)

この部分は、次のページの予備調査手続き開始決定にかなりかかってくる部分だと思うのです。民間プロジェクトの場合は、まず問題が起こった場合には、その当該企業、実施主体に対して、通常は、「こういった問題が発生してます」という話はたぶん地域住民のほうから出ることだと思います。そういう意味では、企業としては、より早めにその問題を把握するという必然性からも、まず、企業との対話という形で、地域住民のほうから話が行われるべきだと思います。そういう対話を通じて、企業としては真摯な形で、まず問題解決に向けて自主的な対応を進めるわけでございますから、その中で、誠実な話し合いがなされているかなされていないか。これは、担当審査役の方が、例えば、異議申立の手続きが行われたときに、ニュートラルな立場で両者の話を聞いたうえで手続きの開始を決定するという形になってくるかと思えます。

(外務省高田氏)

皆さんの考えていることにそんな相違はないと思うのです。NGOの方も、財務省の方も、実施主体との協議の事実を提供してもらいたい、そのほうが役に立つだろうと。また、実際、普通はそういう協議があるだろうと。それに関して異論はないと思うのです。ただ、遵守・不遵守を見るにあたってそれが申立の前提条件になっているからおかしいと言っておられるのだと思うのです。ですから、前提条件ではないのだが、協議の事実について詳しく書いていただく欄があるということではないのでしょうか。そんな難しいことではないと思うのです。

(入柿課長)

そこはそういうことではなくて、今回の異議申立手続きで判断するのはわれわれの遵守・不遵守であります。その前提として、紛争が起きていることを前提にしているわけです。紛争があるということ、紛争といいますが、問題、あるいは、差し迫った具体的な被害があるということです。したがって、それが実際あるのかどうか。それは、われわれが遵守した・不遵守したで直接被害を受けることはあり得ないので、必ずプロジェクトを通して受けるわけですから、プロジェクトの実施主体から被害を受けるわけです、どうしても。だから、そこが本当に紛争なのかどうかということ、まずそこでやるのが筋であって、それが先にないと、そもそも申し立てに結びつかないということをお願いしております。

(矢島次長)

この点は、J B I Cの内部の議論の中でも、民間のプロジェクトの場合の対話が必要だということもございまして、一方で、この手続きがある程度方向性が見えたところで途上国側に説明に行く場合でも非常にキーポイントになってくるのではないかと考えております。

(F o E 松本氏)

先ほどの入柿さんのご説明ですと、問題がすでに起こっている、あるいは起こる可能性があるということは、実際の具体的な被害の説明ということであるわけですから、何度も先ほど来から議論になっておりますが、事業者との協議の内容、あるいは相手方の名前とか対応の内容などを詳細に記載される必要が、本当にJ B I Cの異議申し立てをする際に必要なのかどうかは、今の説明では納得いかないと思っております。

(入柿課長)

そこは、紛争解決に向けた努力が行われているということを確認するために書いてもらうということですので、どこまで詳細が必要かということについては、ここはこういうふうに書いてございまして、自主的に紛争解決に向けて努力が行われているのかが確認できるだけの情報があればいいということでもあります。別に、日時や相手方、対応の内容など、このどれか一つが欠けても受け付けないということではないです。

(矢島次長)

先ほどの理解のように、言葉は「協議」よりも、むしろ違う言葉のほうがいいのだろうと思うのですが、やはり、問題解決に向けたいちばんの当事者に対してなんらアプローチもなく、いきなりレンダーに来るとするのは……。貸付人としての責任もそのプロジェクトを遂行していくうえでももちろんありますからこういう制度も設けているわけですが、一義的には、問題解決に向けて当事者との対話の全く痕跡がない方からというのは、一つ大きなポイントだろうと思います。

このところは議論がなかなか尽きないところだろうと思いますが、それぞれが合意をして決めていくという場でもございませぬし、前からお話しているように、それぞれのご意見を賜ったうえで、きょうは主務官庁の方からも十分ご意見をいただいておりますので……。はい。

(東京工業大学原科氏)

今おっしゃったように、とにかくそういうコミュニケーションを取っているかどうかを確認したいということでしょう、趣旨は。そうすると、NGOの皆さんがそういうことはとてもできないと言う具体的な問題が、私もよく見えないのです。もしそういう問題がないのだったら、コミュニケーションを取っている事実はちゃんと伝えたほうがいいのではないのでしょうか。そういうことがないと、まさに濫用になりますから。濫用防止にもこれは効果があると思います。そういうことができにくい状況があるのだったら、それを説明していただくといいのです。私は、今おっしゃるような範囲だったら十分対応できるように思いますが、いかがでしょうか。

(F o E 松本氏)

先ほどのご意見ですが、今、民間企業のことを前提にお話されたと思うのですが、例えば、先ほどのお話に出ておりました西部チベットの貧困削減計画の場合、チベットの方が中国の方と直接話し合いをしていなければいけないのかということ、これは非常に難しい場合がございますし、中国以外にも、そういったことが難しいというケースは実際あり得ると思っております。

確かに、事業者と話し合いをしていくというのは非常に重要だと思いますが、なかなか直接というのが難しい場合があると思います。ただ、そういった場合に、この(H)の中で、投融

資部門との対応がきちんと私たちも必要だと思っておりますし、まず最初に、異議申立を受け付ける前に、「ある程度、それであれば事業者の方と話をしてください」という対応を実際にされるのだと思うのです。そういったときにそれをしないで異議申立を受け付けるということは、もしかするとないかもしれないですし、J B I Cのほうで、この(H)の対応で私は十分ではないかと思えます。

(メコンウォッチ松本氏)

先ほどの、申立者に対する人権の配慮とここはかかわってくると思うのです。つまり、人権への配慮をしますが、いきなり最初に、プロジェクト実施者とちゃんとやっていたらいいかもしれませんよということがあるわけです。先ほど言ったように、過去の経験からいくと、嫌がらせとか、さまざまなそういうものから申立者を防ごうということについてはさっき一応合意されたというか、ある程度認識は持てたと思っているのです。とすれば、プロジェクト実施主体者と協議をできないというグループがあることは、ある種、前提として認められているのではないかと私は理解したのですが。

(発言者C)

想定しているやつがいろいろな場合があって、頭の整理が私もついていないのですが、民間の話で言うならば、例えば、繊維関係の工場を造りましょうといった場合に、3カ所造りましょうという話があると。繊維というのは、結構水の汚染問題とかうるさいのです。で、A、B、Cと工場があった場合に、Aは日本のファイナンスがやる、Bは地元、Cは他の国だといった場合、それぞれ競争関係があって、どこまで水処理をやるか、どこまで費用をかけるか、どこまで地域住民に対する補償をするかといった議論のある際に、そこはイコールフットィングで、同じ条件ならば同じ企業として競争できるのでしょうか、例えば、これは日本のファイナンスがつくから少しかいおカネが得られそうではないかと、だから、現地の実施主体者に交渉するのではなくて、直接にJ B I Cさんに行って話を始めて国際相場並みの補償をもらえるのではないかという形で、いきなりぼんとJ B I Cさんに来られるというも……。そこは、現地でのコンペティションの状況を見ながら、どこまでやるかというのは事業実施主体者の判断がありますし、国の法律に基づいてどこまでやるのかというのがありますから、しかるべくそこはそこでいったんやっていただいたうえで、そのうえで納得いかないというなら、それは異議申し立てが、被害を被っているんで、あるかもしれません。若干、民間の場合については、他企業との争い、あるいはファイナンス面での争いもありますから。そのところを、周りの状況もきちんとやらずにいきなりぼんと来て「さあ」というのも、やりすぎのような気がするのです。

ですから、J B I Cさんが言われるように、ある程度、そこは地元の法律なり、地元の基準なりに基づいて、しかるべき議論があったうえで、そのうえでという形のほうが筋の通る話になるのではないかと。そういう案件は、民間の案件では結構いろいろ多いと思うのです。今は繊維で申し上げましたが、すべて今、国際競争にさらされておりますので、イコールフットィングという条件の中でどうやってやるか。国が直接にやるODAだと、その案件は国がやるかやらないかだけの問題でありますからいいと思うのですが、民間の場合についてはいろいろな配慮も必要になってきます。先ほどJ B I Cさんが言われたような、直接実施主体者と話しているかという点についても、そこはきちんと入れていただいていた方がいいのではないかと思います。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

私自身はNGOの立場から発言してきているわけですが、基本的には、論理的な形で詰めていきたいというスタンスがあります。若干、異なる面をこれから言おうと思っているのです。東南アジアとか、アフリカも含めまして、そういう地域ではなかなか市民社会が形成されていない。私も個別に知ってますが、非常に迫害を受けたり、私自身もそういう経験に遭ったこともあります。そういうところですが、基本的に、この異議申立制度自体が、いわゆる市民社会

をベースにして、自己責任を持って訴えてくるということがあります。もう一つ、現地の人間はいちばん被害を受けていると思われる相手方に訴えるというのが筋でして、基本的に、「J B I C とは何だ」と知らないかも分からないのです。目の前に自分を攻撃している人間から自分を守るというのが、いわゆる防御の筋ですので、やはり相手方に言うことになるのではないかと。それが1点。

そこまで、逆に、するわけです。前の議論に戻って申し訳ないのですが、そこまでする。つまり、現実には迫害を受けているから、自分の人権が傷つけられるかも分からないが、窮鼠猫を囓むというか、やることになることが多いわけですから、真実性に関する宣誓というのは行きすぎかということがあります。けども、ベースはそこに置く。

人権については、これは逆に、われわれというか、私自身なかなかできないのですが、皆さんと手を取り合って、NGOの側でこれを守っていかなければいけないというところが一つある。そういう意味では、また前に戻るので、いわゆる匿名とか代理とか、そういうところがまた議論としてもう1回この時点で出てくるのではないかと思うのです。筋論としては、基本的に、相手が攻めてきているところに、防御ですから、そこに突っ込む。だから、それは認めてあげないといけないのではないかと、J B I C のほうも。そういうふうと思うのですが、いかがでしょう。

(発言者H)

先ほどチベットの話が出たのですが、たぶんチベットの例は非常に例外に近いケースかと思うのです。原則「実施主体との協議」を書きいただきまして、審査役の方は、当然、そういう、例えばチベットのケース、きちっと説明があれば、それは読み取れると思うのです。当然読み取れるような文書を出していただかなければいけないと思うし、そのへんは運用でカバーできると思うのです。

(矢島次長)

これまでの中でJ B I C から説明があって、問題の解決がいちばん主眼でございますので、まずは直接当事者のプロジェクト実施主体とのなんらコンタクトなしにいきなり他国のレンダーに来るとするのは、もともとの手続きとして適当ではないのだろうというのは、ある程度ご理解いただいていると思うのです。そういう中で、プロジェクトの実施主体へのコンタクトというのはどういうところをすればいいのかという意味では、人権の問題とか何か、もともとコンタクトするのは難しいということはあるのですが、そうはいっても、住民集会の場に出て反対意見の表明もできないのか。実際には、レンダー経由で、先ほどの匿名性のところは、他国の金融機関にまで異議申立しているのかということを実施主体に連絡した場合に、人権侵害はさらに考えられるのだろうと思うのです。そこは、プロジェクトの実施主体にまず言っていくという程度と違って来るだろうというのが一つあるのだろうと思います。ですから、むしろレンダー経由でプロジェクト実施主体に入った場合のほうが人権侵害が実際に現地で起こることがあり得るのではないかと申し上げているのです。そういう意味で、匿名性……。もっとも坂元さんのお話で、名前は出すべきだが、別途、国内での人権は担保すべきだと、いろいろな考え方があると思うのですが、そこは方向の流れとしてはあるのだろうと思うのです。

それと、そのプロジェクト実施主体にコンタクトをした途端に人権侵害になるというのは、これは、大きな、先ほどになりますが、かなり国家権力によってプロジェクトを推進しているというケースが想定されるのだろうと思うのです。そういうケースであれば、また実際に要件を……。どういった形なのか、私は今、進行役として浮かびませんが、先ほどのチベットのケースで、なんらか手紙を出した、匿名で手紙は出したが、匿名ですから何の返事もありません、したがって、それはエビデンスにはならないかと思うのですが、個別にケースバイケースで判断できるということはあるのかも分からないと思うのです。そのへんはいかがですか。

(F o E 松本氏)

具体的なケースでお話したほうが分かりやすいかと思うのです。先ほど来のお話は理解できるのですが、それであれば、直接に事業者と話をすることが難しいような方々への配慮は、なんらかの形でこの中に書き込む必要があるのではないかと考えております。どういう場合にその事業者と話をしにくいのかというのは、銀行側の方と実際に地元で影響を受けている住民の方の理解はずいぶん違っている。例えば、私が具体的にかかわっているフィリピンのダムケースをまた出して申し訳ないですが、そのケースも、「問題があるのだったら、中に相談窓口があるから、そこに行ってくれ」とおっしゃいますが、その工事の入り口には非常に厳しいガードがありまして、そんなに簡単に村の人たちが中に入れるような状況ではないといった場合がある。実際、「そこに窓口があるから、いつでも話をしに来てください」と言っても、町のビルの中には非常に警備が厳しくて、そんなにビルの中に簡単に入れるような状況ではない。おそらく産業界の方、あるいはJ B I Cの銀行の方が考えていらっしゃる以上に、直接話をするのは難しいいろいろな困難な状況があるということはぜひ理解いただきたいと思いますし、そのあたりの配慮はしていただかないと困ると思っております。

(矢島次長)

だいぶ時間が長くなってまいりました。今の、プロジェクト実施主体へのコンタクトは必要だということのご理解はいただいていると思うのですが、コンタクトが非常にしにくいケースという場合にどう判断していくのかということだろうと思うのです。こういう理由で非常に実質上コンタクトできないということを書いていただくというものもあるのだろうとは思いますが、そんな方向は、J B I C、どうでしょうか。今後の検討だと思うのですが、そんなことも含めて、プロジェクト実施主体との問題解決のためのファーストコンタクトが必要だということをご理解をいただいていると思いますので、その中で、申立書の内容としての表現ぶりとして、逆に、コンタクトできない事由を書くことをもって要件にするということも一つの方向としてはあるのだろうと思います。そういう点も踏まえて少し考えてもらいたいと思います。

(入柿課長)

分かりました。確かに、そういう限界的な例外があるということはわれわれも承知しております。そこをどう確保するかということかと思えます。ただ、今、松本さんが具体的な事例をいろいろと言われましたが、われわれのほうでもいろいろな事例に遭遇しておりまして、一言言ってくればそれで済んだのにという例もずいぶんあるのです。実施主体ないしは実際工事をやっている人たちが、「手紙でももらえれば、それぐらいはすぐ直すのに」という事態も結構あるのです。だから、そこはどっちもどっちなのだろうという気もするのです。

(矢島次長)

それでは、次に、「申し立ての方法」ということです。ここでは文書ということで、あるいは、メコンウォッチ、F O E ジャパンの方々からは、郵便、ファックス、電子メール、手渡し等々いろいろあります。これは、要は、きちっとした要件が整っていて、手渡しできればいいということだと思います。

むしろここでは、「適用言語」ということで、J B I Cは日本語または英語と。ここはリーガルな関係が最終的には非常に重要になってくるという側面とか、もともとご要望いただいている、迅速を要するのだという点等あるのだろうと思うのです。まずは、J B I Cの考え方を説明してもらいたいと思います。

(入柿課長)

ここは、今、矢島議長がおっしゃったとおり、2点あります。一つは、迅速性を旨とするということからすると、事務的に対応が、日本語、英語以外はかなり手間がかかるということと、難しい場合があるということです。それが1点。もう1点は、リーガルな問題で、日本語、英語であれば申し立てをそのままわれわれは理解することができますが、それ以外の言語の場合、

その申立内容が正しくわれわれに届くかどうか、そのところについて若干疑問があり得るといふことで、日本語または英語とした次第でございます。

(矢島次長)

ここは、「すべての言語」という提案をされているメコンウォッチ、F O E ジャパンの方、ご説明をいただきたいと思うのです。

(メコンウォッチ松本氏)

もうこれは明らかなのですが、申立をする人たちというのは、英語圏の人は本当に少ないでしょうから、例えば、大きなインフラであると、農村部とかも非常に大きいわけで、そうなるとう、その国の公用語すらおぼつかない人たちも多いという状況の中にいるわけですね。その人たちに日本語もしくは英語というのは、要するに、全くユーザーフレンドリーではないと非常に強く私は思います。

議論は、すべての言語が公用語かという点ではいろいろ議論しなければいけないところはあるかと思いますが、日本語と英語という限り方だと、これは申立をする側にとってきわめて厳しい条件だと思います。

(矢島次長)

ここは、迅速性のところと、あとはリーガル、最初の繰り返しになりますが、レンダーとしての立場は、借入人との関係は最終的には法律文書になってくるということで、そこでの解釈に疑義が生じないという担保が必要なのだと思うのです。そういう意味では、今もお話がございましたが、私を感じますのは、もうお帰りになってますが、G l o b e J a p a n の方からのご提言では、「現地の公用語」というのがございまして、公用語であれば、「適正な翻訳であります」という意見が国によってかなり制度としてできていると思います。そういう意味でのサーティファイド・トランスレーションであれば、リーガル面での疑義はなくなります。そこで、私からの提言でございしますが、「現地の公用語」を加える。こちらでのトランスレーションは当然正規のトランスレーションにせざるを得ず、若干時間を要するので、そこは期間の中断が当然必要になってくると思うのですが、そんなことが考えられると思うのです。いかがでございましょうか。

よろしければ、そこは、必要な文言はありますが、正式な翻訳に時間を要すということも期間の中断の中に入れた形で、「公用語」という形で J B I C のほうは検討していただきたいと思ひます。

よろしければ、次の「受付の確認」です。ここはあまり議論があるところではないのだろうと思ひます。5営業日というところですね。「申立方法」の次の「受付確認」というところ。ここでご提言いただひているのは、J B I C 案に対する提言は、メコンウォッチ、F O E ジャパンの方からいただひているのがこのところですが、若干、同じレベルで枠が埋まって……、これは J B I C の作成でございしますが、ないところもあるかと思ひます。「申し立てからの5営業日」。メコンウォッチ、F O E ジャパンの方からは、「速やかに」確認通知ということですね。まさに迅速性を確認する意味で、J B I C 案で「5営業日以内」ということですので、特に支障がなければ……。はい、どうぞ。

(メコンウォッチ松本氏)

そこに、申立書は必ず委員が開封しなければ……。要は親展扱いだということを書いているわけですが、これは意味がありません。匿名性云々の話と、それから、やはりここは一義的に委員の責任範囲だということ、当たり前だと思ひられる方もいらっしゃるかもしれませんが、私はここはこういう記述が必要だと。

(矢島次長)

その点は、J B I C、どうですか。

(入柿課長)

その扱いに別に異論があるわけではないのですが、親展になるでしょうから、当然、親展であれば委員が開けるということではあります、ここまで書くかという問題で、そこぐらい信じてほしいという感じもあるということです。

(F o E 松本氏)

これはその後の事務局の議論と重なってくると思うのですが、私たちの提案では、きちんとこの委員会をサポートする、中のオペレーションが分かる事務局に入っただこうと考えているわけです。この事務局のほうの作業の中で、I D Bのほうでいくつか問題があったようですので、必ず事務局の方ではなくて委員の方に開封していただくという意図で書かせていただいております。

(矢島次長)

そこは細かい手続き面に入ってまいりますので、斟酌しながらやっていただきたいと思います。

(発言者F)

J B I Cさんのほうで「5営業日」と書いてあるので、できるのでしたら問題ないのですが、例えば、アフリカの奥地とかいったところだと、5営業日というのは実際難しいのかなと。そういう意味では、メコンウォッチさんとかF o E ジャパンさんが書かれた、「速やかに」と書いたほうがいいのかという感じがします。

(矢島次長)

ありがとうございます。これは発出日ベースの話をしていると思いますが、わざわざ書くこともないのではないかという議論もあるかも分かりません。そこはJ B I Cにお考えいただきたいと思います。ここはそういうことでよろしゅうございますか。

であれば、「受理および通知」というところでございます。

(外務省高田氏)

対応表だとそうなるのですが、要綱案だと、その前に「並行手続きの防止」とか「濫用の防止」というのがあるのですが、ここはどうなるのでしょうか。また別の機会か……。

(矢島次長)

実際には、ご覧になっていただくと、「申立の内容」のところと別項目で、「並行二重手続き」のところと「濫用」がありまして、これは「予備調査」のところと議論をさせていただきたいと考えております。

それでは、プロセスに入りまして、「受理および通知」というところでございます。これにつきましても、具体的には、J B I C案にない項目を探しますと、「追加情報」、あるいは「不受理の通知」というところが、メコンウォッチ、F O E ジャパン等の提言には入っていると思います。ここのところは、「予備調査」のところとここが、欄が不ぞろいになっているところもある。受理した段階で予備調査に入りますので、その段階のところ、J B I C案のほうでは「追加情報」が出ているということでございますので、ご理解をいただければ、いちばんポイントになります「予備調査手続き開始決定」のところとずらしていただきたいと思います。何かご意見がございましたら。

(メコンウォッチ松本氏)

整理のうえで言いますと、ここの最初の受理は、われわれは形式審査と考えています。つまり、形式的にそろえなくてはいけない文書がそろっているかどうか。次の予備審査は、適格要件について調べるといふこと。と私は整理をして出しております。

形式という場合、この文書が落ちていたから、では、止めますというのが形式審査です。ですから、「追加情報」が形式審査で重要なのは、これだけちゃんとやっているのに、何か一つか二つ、本当は形式的に満たさなければいけない文書が入ってなかったことによってそれが不受理になることをいちばん避けたい。ですから、形式審査のところは「追加情報」というのは意味があると思っているということでもあります。

(矢島次長)

この点、J B I Cはどうですか、考え方は。

(入柿課長)

そのところは本体の中で書いております。予備調査のところ、6ページのところに書いてあります。環境担当審査役が申立書が所定の内容を十分に記載しているかどうかを書面審査・調査するということで、記載に不備がある場合には、不足分につき別途申立人より徴求することができるということでございます。われわれのほうの考え方では、そちらのほうは予備調査のほうに入れているので、その前の段階で、受理については名前と連絡先があることだけを要件にしています。かなり進んだあれかと思えますが。

(発言者C)

「進んでいる」という表現ですが、普通、例えば、ISO9000などだと、受付と受理が分かれていて、受付は、誰でもとにかく公平に受け付けるといふことで、国柄とか、あるいは企業の別とかによって受け付けるとか受け付けないとか、そのへんはしない、公平にやりますといふことで受付をやる。

受理は、要するに、受付申請書の要件を満たしていれば受理をするというのが通常のパターンです。書いている記載内容が申請内容に合致していない、例えば、申請要件が、9000などの場合には9000の審査に関する審査だけであって、それ以外のことを申し出てきても受け付けませんよといふのはあるのですが、いずれにしても、受付のフォーマットとかが決まっていて、そのフォーマットに書くべき事項が記されていない場合については、そこは再度相手方に対して、「受付はしましたが、この点について記載がないので、記載をして後日出しなおしてください」といふことで、記載内容が十分になったらその時点で受理をするというのが通常のパターンだと思うのです。

ですから、氏名と連絡先さえ記載されていれば受理するといふのは、他の例からいって考えにくいという気がするのです。

(入柿課長)

若干、言葉の整理のところかと思えます。そういう意味ですと、われわれのところ「受理」と言っているのは、書類が届きましたといふことを相手方に通知するということでもあります。その後、おそらくわれわれのほうも、かなり内容的に不十分な記載で送られてくるものが多いであろうといふことは予想しております、そのへんを受理するかどうか、受理と申しますか、そのへんも含めて調査する必要があると、それを予備調査といふことでやるということでございます。結局、そういう言葉の使い方をされるのであれば、予備調査が終わったところで正式に受け付けて受理、ということに整理していただいてもよろしいかと思えます。

いずれにしても、われわれのほうとしましては、まず名前と連絡先があれば、届いたことだけは確認します。その後1ヵ月かけて内容を補正していただいて、さらに資格等について形式的な審査を行います。そこで問題がなければ、正式な手続きを開始するということでございます。

(発言者 D)

今の話は、私はどちらがいいのかよく分からないのですが、おそらく松本さんとかのお考えは、要するに、項目がちゃんと埋まっていないといけない、で、項目が埋まっているかどうかというのはちゃんと受理の時点で確認すべきではないかと。J B I C さんのご意見は、項目が埋まっているだけではなくて、内容的にこころへんが不足しているから、こころへんも含めてカバーするのに1ヵ月ぐらい時間が欲しいということ。どちらがいいのかというのは私もよく分からないのですが、その論点だと思います。皆様のご意見をおうかがいたいのですが。

(矢島次長)

ここは、受理から期間のスターティングポイントになりますので、むしろ J B I C にはきつい話なのだろうと思います。そこは皆様方の話もいただいたうえで少し考えることと……。「受理」の定義によってずいぶん変わってくると思うのですが。

むしろ実質的なのは、ここから次の予備調査、実際に本調査に入る前の手続き、調査の内容・手続きかと思しますので、よろしければ、そちらに入らせていただきたいと思います。

このところはまさに並行二重手続きであります。これは補完性という名前で入っております。それから、濫用防止というのは、基本原則のところでの議論とかかかってきているということで、基本原則のところを、行動規範と機関の属性ということで整理をしてご了解をいただいていると思います。そういう意味では、そこには入りませんが、この予備調査の段階の要件として入ってくるということで、そこがいちばんのポイントかと私は考えております。そういう意味では、並行二重手続き、それから、濫用のところについて、順に議論をしていただきたいと思うのです。

まず、これまでも議論がございました並行二重手続きのところでございます。これは J B I C 案にもございますが、貿易会さん、それから、3団体のご提言の中にも入っている。これも、先ほど来からの問題解決に向けた対話なり手続きが進行している中で、異議申立の手続きをどう考えるかということで非常に重要なポイントになってまいります。まずは、産業界の方から、非常に重視されているポイントをお話いただければと思うのです。

(発言者 C)

3団体のほうは、不遵守の場合に異議申し立てがなされるという前提で、不遵守の場合にどういうことを想定するかということです。例えば、環境アセスメントがなされていないとか、地域住民へのパブリックコンサルテーションがなされていないとか、地域住民への配慮がないとか、そういう、ガイドラインでは必ずやるということになっているがやっていないという主張がなされて、それで不遵守だという訴えがなされた場合を想定した場合、その当該国において、地域住民に対するコンサルテーションをやっているかやっていないかということが行政的な形でまさに係争になっている、あるいは、地域住民への配慮がなされているかなされていないかということについて、これは政治的な判断もあるかと思いますが、いずれにしろそういう向こうの行政の場、あるいは政治の場、裁判所の場で、その論点になっているところについて議論をされているという場合、これは主権尊重の観点で、当該国の判断に委ねるべきではないのか、それについて第三国のほうから、「こういうことではないか」という一方的な、主権を侵して言うような形での判断はおかしいのではないかとことです。争点になっている点について相手の国で議論がなされているとするならば、そこはそこに委ねるのが筋ではないかということで意見を出してあります。

(矢島次長)

貿易会の方、はい、どうぞ。

(発言者 B)

この分について2点、まとめさせていただいております。まず最初の第1点は、先ほどのコメントの部分とも重複いたしますのであえて繰り返しはいたしません。まず、その問題が発生したときには、企業が住民と自発的な紛争解決に向けて努力を行うというのは当然であって、そこは企業の社会的な責任であるとわれわれは思っております。

例えば、不幸にして対話、協議がうまくいかなかった場合には、通常は訴訟という形になってくるかと思えます。現地での訴訟もあれば、事業の実施主体が本邦企業の場合は日本で訴訟ということも想定されます。そういう意味では、すでに訴訟が起こっている事案につきましては、当該国で行っている場合には当該国の主権の尊重、例えば、日本で訴訟をやる場合には日本の国内の法体系との関係において、J B I Cさんがここをどういうふうに扱われるのか。そういう意味では、訴訟が提起されている事案については、予備調査の範囲外であるべきだと思っております。

(矢島次長)

今の両団体からの、特に提言の中で書いてあります「諸制度で係争中」の「諸制度」ということですが、今の貿易会さんの場合にはかなりクリアでございましたが、「裁判所なり、そういう法的な手続きの中での係争中の場合には」というお話だったと思うのです。3団体も同じということ？ もう少し広い……。諸制度という考え方ですが。

(発言者C)

裁判所はもちろん入ります。それから、行政的な話し合いというか、調停みたいな話し合いが行われている場合、それから、政治の世界で地域住民に対する配慮をどうするかというところが、相手の国の国会とか、そういう場で議論されているとか、そういうものをすべて含んでおります。

(メコンウォッチ松本氏)

今の話はきわめてよく分かると思います。今の話とJ B I Cがここに書いているものはちょっと違うのです。つまり、J B I Cが書いているものは、「係争中のプロジェクトでない」と書いてあるのです。プラ協さんのほうは「係争中の環境社会問題でない」と書いている。これは私は大きい違いだと思うわけです。そういう意味では、相手国の裁判の中で論点になっている事実関係が問題の存在そのもの自体に大きくかかわっている場合、その裁判を乗り越えてこのインスペクションのメンバーが判断を下すことが難しいということは、当然私も理解をします。ただ、かといって係争中のプロジェクトはすべてこれにかけられないということはまた違うのではないかと思います。

ある意味でいきますと、私は、審査の過程の中でこのインスペクション、環境担当審査役がどうしても明らかにしなければいけない点が、相手国で今、事実関係をめぐってもめているとか、係争中であるとか、それは、審査役のレベルで判断をすることであって、それができなければとてもではないが遵守・不遵守に伴ってこういうことが起きているということがもし言えないのであれば、それは判断ができないということだと思います。私は、基本的な考え方としては、これは基本的にJ B I Cの遵守・不遵守の問題ですので、それそのものについては、どこの国で裁判をしていようが実際は大きくはぶれないのではないかと考えてます。環境審査役がその遵守・不遵守の判断をするのにあたって、相手国でまさにその重要なポイントが裁判にかけられている、あるいは、事実関係をめぐって紛糾しているという場合は、それは審査役がその対応をする、判断を下すということであって、最初から門前払いの要件の中に入るのは違うのではないかと考えてます。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

基本的に同じ立場ですが、私の考え方はもっとはっきりしています。結局、これまでもたぶん財務省の方とか外務省の方も同じようなことをずっと主張されてこられていると思うので

すが、基本的に環境ガイドラインを遵守しているか遵守していないかということを実務的に判断するだけですから、全く、訴訟とか他の制度とかは関係ない話であって、なぜそこを……、基本的に私は理解できない。

もう一つは、そういう審査役がやる手続きは、総裁に報告するわけですね、基本的に。内部的にやることですから、ベースは。それがなぜ諸外国のケースとかまで……。 「反射的」と言うと、言い方が法律的に言うとあれですが、第三者的に影響するのは仕方がないと思うのですが、直接的には総裁に報告するだけですから、それがなぜそういうふうになるのかというのが2点目。

第3番は、もともとJ B I Cのほうに「2名以上」という要件があるわけです。そしたら、例えば、訴訟をしているグループから抜けて、2名だけ、自分はそのグループから抜けて異議申立をしますよとかいう形の部分的なことは当然あり得るわけで、論理的にこういう一事不再理とか、いわゆる二重のそういうものの防止とかは意味をなさないのでないかと。この制度を初めから流れていく実態に適用するとき意味をなさない議論を今しておられるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

(矢島次長)

この点について、J B I Cは？

(入柿課長)

そこのところですが、繰り返し申しておりますとおり、今回の異議申立の前提として、環境社会配慮にかかわる問題が存在することを前提として、その場合にJ B I Cの遵守・不遵守を問う異議申立を受け付けるということが前提になっているということをまずご理解いただきたいと思うのです。そうした場合に、訴訟というのはその国の法制度に基づく紛争解決手段でございますので、確定力、強制力を持つ終局的な手段であるということになります。したがって、そこで決着がつくということは、問題は解決をするということになります。したがって、訴える利益がないということになるのかと。われわれに対する訴えの利益もないということになるのではないかと。論理的にはそういうことになるのではないかと思います。

産業界の方の不安等もよく分かるのですが、あくまでJ B I Cの遵守・不遵守だということではあります。それはそうなのですが、それが、いみじくも言われた、反射的に問題解決の道筋に影響を与えるということも、これもまた事実であります。したがって、われわれとしましては、途上国、相手国の中で、法的な手段でもって、その国の中で完全にオーソライズされた手段で紛争解決が図られておるということを非常に重く見て、それが終わるまで、われわれとしては、そういうことが行われておる以上われわれのほうから割って入ることはしないということでございます。

(発言者D)

先ほどからずっと、影響が出るというお話が出ていますが、具体的にどういう影響が出るかというのがよく分からない。では、その影響というのは、影響イコール悪影響なのかということも含めて考えたいのです。要するに、異議申立機関のほうでいろいろ調べて、総裁に報告しましたと。で、その内容が外にばーっと出ると影響を与えてしまうので良くないという論理でしょうが、その異議申立機関が出した報告書なり何なりを最終的にどう判断するかというのは、まさに国でやっている裁判所が考えればいい話であって、それを採用するかしないかはすべて裁判所のほうの話である。ですので、そこは、採用するのであれば確かに影響を与えるかもしれませんが、それは採用に足る理由があると裁判所が考えたから採用するだけであって、逆に、こんなものは取るにも足らないものだということであれば、裁判所はそんな結果が出ても気にしない。どちらにせよ影響が出るので困るという話ですが、影響が出る出ないは、結果としてどうなるか分かりませんが、そんなに問題な話なのかというのが私の率直な感想でございます。

(矢島次長)

ここは、「今後の手続き」でもお話しておりますが、ある程度方向性が出たところで途上国に説明に回るわけです。今の話を私なりに理解するとすれば、例えば、不遵守の決定が出た、あるいは、遵守であってもこういう問題があるという決定がなされた。それは、当然、当事者間には行くわけですから、申立人と、およびプロジェクト実施主体、ODAの場合ですと国に行くということになるわけです。それが裁判に影響を与える可能性は、それは取る取らないは裁判所の勝手でしょうということがございますが、一方で、その段階ではそれぞれの国の司法手続きの中に入っているということであれば、これは主務官庁の方にお考えいただく点が非常に多いと思いますが、主権の侵害だという強烈なクレームが来る可能性は非常に大きいと思います。

(外務省高田氏)

ご懸念は非常によく分かりますし、私も何と考へたらいいか非常に迷うところですが、ただ、これは受付要件として扱うべきなのか、それとも、審査役が手続きを行っていくうえでこういうのは考慮する、あるいは、こういう場合は中断するとか、何か工夫の余地がないのかと。J B I Cの人、あるいは、皆さんも含めて……。つまり、係争中になっている部分と遵守・不遵守がどこまでリンクしているのかとかはすぐに分からない場合もある。J B I Cのご懸念も産業界の方のご懸念も十分分かりますので、ここで受け付けませんというのがいいのか、受け付けた結果それはこうこう裁判が行われているのでこういう対応にしますとか、これは判断しませんとか、あるいは、様子を見るとか、何か工夫の余地はないかというのが、今の意見です。

(矢島次長)

一つは、先ほどありました「諸制度」というのをどこまで広げるのかというのはバリエーションとしてはあるのだらうと思います。本当の裁判手続きに入りますと、今言ったような問題はかなり、個人的には、出てくるのではないかと感じております。

(東京工業大学原科氏)

当該国で裁判を行っているということで、それは確かに大事な問題というか、基本だと思えますが、さっきおっしゃったように、J B I C内部の問題として対応することは、裁判係争中に当事者が自主的にいろいろな対応をすることは通常あることですから、そういった一つと考えたら、遵守・不遵守に関するチェックは裁判と全く切り離して私は考えることができると思います。その結果が裁判に直接影響するようなことが起これば問題でしょうが、当事者が自主的に、つまり和解というようなことはいくらでもあり得ることで、そういった具合に位置付ければいいと思います。

例えば、こういうことがあります。調停をやっている最中に、実は調停の当事者が、調停の場でなくて他の場所で個別交渉で和解をするなどということはあるから。日本で実際にありました。私はそういう研究をやりました。研究例はあります。だから、一つの形で争うだけではない、いくつかのマルチチャンネルでやるのです。そういう意味でも、裁判をやっているから遵守・不遵守では受け付けないというのは筋が違うと思います。むしろ裁判というややこしいことをしないで、こちらのほうでJ B I Cが自主的に対応していったら丸く収まれば、そのほうがいいわけでしょう。だから、受け付けづらいというのはいかがかと思えます。さっきおっしゃったように、受け付けてみるが、そのときの状況によって、裁判でうまくいきそうならあっちにお願いしましょうとか、対応はいろいろできるわけですから、そういうマルチチャンネルで考えたほうがいいのではないかと思います。

(矢島次長)

問題解決のところは、残念ながらJ B I Cには限界があるというところからスタートしてお

りますので、J B I C が間に立って問題が解決するというのは難しい面が多々あるというのは、基本としてあると思われまます。

(入柿課長)

相手国の立場に立って考えてみていただきたいと思いますが、世銀のインスペクションパネルが繰り返し繰り返し言っているのは、彼らは世銀の遵守・不遵守を判定するのです。盛んにそこは強く言っています。何を言っているかということ、要するに、途上国というか、相手国に影響がないですよということを盛んに言っているわけです。建前上、ここは影響はないのと言っている。もちろんそのとおりで、相手国は当然主権国家ですので、われわれがいくら客観的にこういう機関を作りますと言ったとしても、彼らからしてみれば何の関係もない機関であります。そこに彼らの権利義務にかかわるような提言なり何なりをすることを認めさせるということがいかに困難かということだと思っております。要するに、私が申し上げたいのは、相手国の主権というのは十重二十重に尊重する必要があるということでございます。そういう意味から言いますと、相手国の国内で問題の解決が公式なルートで図られているものに対してはこのパネルというのは、この環境審査役というのは特に関係ないですよと相手国に言っていないと、われわれとしては、途上国政府のほうのご理解を得るのは非常に厳しいと感じておる次第でございます。

(矢島次長)

分かりにくかったので……、要は、並行二重手続きが必要だということですよ。防止が必要だということですね。

(発言者C)

若干繰り返しになる点をご容赦いただきたいのですが、先ほど、民間で、A社、B社、C社と、プロジェクトがあるとした場合、それぞれ環境関係におそらく問題があって、地域住民に対する配慮をどうするかとかいうのがあった。その国の裁判は、すべてそういう同一なものを見てやっている、判断を出すわけです。ところが、J B I C のやつは J B I C のプロジェクトしか見ない。J B I C と関係したプロジェクトは何も見ないわけでありまして、そのへんで国全体としての方向が見えない中で一方的に判断を下すというのは非常に間違った判断を下す可能性がある。それから、民間プロジェクトは、そのプロジェクトだけではなく動いていますから、イコールフットィングの観点で同じ土俵でやってほしい。したがって、行政裁判とか、あるいは法律上、裁判所でもいいのですが、その国でどういう地域住民への配慮をすべきかということが議論されているとするならば、そこは統一的な形で、すべてのプロジェクトに対してその考え方を適用しない限り、一方的に不利になるプロジェクトが出るというのはきわめてまずいと思うのです。主権と同時に、民間のプロジェクトにつきましてはコンペティションの関係もありますので、イコールフットィングの観点からいっても、そこのところは争点です。例えば、地域住民への配慮をどうするかということについて、現時点でまだ配慮がないという訴えがなされた場合に、裁判所なり行政裁判所でどの程度の配慮をすべきかというのが議論されているときには、そこに判断を委ねるべきではないかと。そして、それがすべてその国の中で通用するという話になります。したがって、この点はたいへん重要な要素を含んでいると考えております。

(F o E 松本氏)

今のお話ですが、私もまた繰り返しになってしまうのですが、J B I C は J B I C が定めた環境のガイドラインがあって、それを守っているか守っていないか、それをきちんと判断するというのが J B I C の責任なわけです。それは、イコールフットィングとか、あるいは、途上国の尊重はもちろんだと思いますが、例えば、その環境アセスメントの現地での公開が中国などでは実はアセスメント法では規定されていないが、このガイドラインの下ではきちんと、

J B I C が融資する案件に関しては守っていただきましょうという規定があるわけですから、そういったことを考えますと、相手国の法律、あるいは、他で別の方法を取っているからというのは、この J B I C の規定の中では考慮しにくいのではないかと思います。

(矢島次長)

今の E I A のところはプロジェクトの事前段階のいちばんの基本になるところでございますので、そういうことは強く求める、先方にしても、途上国にしても、公的な制度がないにしても、その重要性は認めたくえで進めているというご理解はいただいております。一方で、問題解決の話になってきますと、それぞれに司法制度の枠組みがあるわけですから、それとは別に、それになんらか影響を与えるようなことを一政府金融機関としてできるのかどうか。で、実際にこういう手続き自体を途上国政府側がのむのかどうかという問題、それは J B I C 側からの説明もございましたが、そういう点も一つご理解いただかなければいけない点かとは思っています。

(発言者 D)

今までの途上国の主権の議論は、まさに途上国の住民のサイドから見て、問題解決をどう考えていくか、現場の側でどう考えていくかという部分についての議論だと思うのです。先ほど松本さんもおっしゃいましたが、J B I C の環境ガイドラインを J B I C が遵守しているかどうかという、日本の貸し手側の観点も見逃してはいけないと思います。

要するにどういうことかということ、確かに現地で問題が起こってます、それは絶対現地を中心に解決しないといけません、それは分かるのですが、一方で、では、そういう問題がいろいろ指摘されている案件に対して J B I C が融資する、それがいいのかどうかというのをまさにガイドラインで見るわけで、そのガイドラインに遵守していないのではないのかというのがこの申立手続きだと思うのです。要するに、日本の、J B I C の、貸し手側の観点から、はっきり言って本件に対して例えば融資していいのかどうかというのを見るというのは、あくまで私はこの場しかないと思います。そこは、問題解決に確かに影響を与えるかもしれない。そこは、先ほど入柿さんがずっとおっしゃってましたが、どこまで触れていくかということ、まさに報告書のほうの書きぶりと考えていけばいいのであって、あくまでも貸し手側の遵守・不遵守、J B I C の遵守・不遵守という観点はここでしか見られないわけですから、そこは、並行手続き云々と関係なく、受付は少なくともすべきではないかと考えております。

(東京工業大学原科氏)

次の会議が6時から始まってしまうので、もう失礼しなければいけないのです。不動産学会の理事会が始まってしまうので、それまでに行きますが、一言。やはりこれは J B I C にとっての問題だということで、まさに、遵守・不遵守と今おっしゃったとおりです。問題解決、そこまでできないと矢嶋さんがおっしゃったとおりだとは思っています。ですから、それと切り離して、とにかく遵守・不遵守に関する申し立てなのですから、これを受け付ける要件として「係争中」云々というのは私は次元が違うと思うのです。それははっきりさせなければいけないと思います。J B I C が行うべき判断を裁判に委ねるような印象もありますから、今の発言をうかがうと。そうではないはず。そこはきちっと分けていただきたいと思っております。言いたいことはまだありますが、時間もありませんから、これで失礼します。

(発言者 F)

この問題は、基本的に J B I C さんが環境ガイドライン不遵守かどうかという判断をすることだと思いますが、環境ガイドラインに、「相手国の法律をまず尊重し」みたいな表現があったと思うのです。そういう意味では、係争しているというのは、相手国の法律、地方の場であれば、それに則ってやっているのしょうから、それは尊重しなければいけないと思います。ただ、ここで、係争しているから受け付けるか受け付けないか……。受け付ける受け付けない

というのは難しいのですが、要は、裁判をやっているから、例えば、「その結果を見届けて、その後、審理を始めますよ」とか、表現の仕方ですね、門前払いということではなくて、まずは相手国のほうでやっている係争を「JBIC」としては第一義的に考えますという方法もあるという感じがするのです。

門前払いという言い方がいいのかどうか分かりませんが、異議申立があれば、それなりに「JBIC」さんのほうも相手の立場に立って考えるのも必要かと。

(矢島次長)

4時間に及んで、4時間あれば終わるか希望の観測だったのですが、やはり希望的観測だったということでもあります。このところも、方向性を決めるところにもまだ至っていないというのが私の印象でございます。今の、このところは、私は、「並行二重手続き」と、先ほどお話ししたように、「濫用」のところは「JBIC」の規定にも具体的にございますので、そこまですべておったのですが、時間もございませんので、並行二重手続きのところまできょうは議論をしたと。

ただ、きょうの議論は今後も続けたいと思います。きょうの議論を、特に「並行二重手続き」のところだけ先にまとめますと、相手国政府での法律も含めた係争中であるということと「JBIC」の遵守・不遵守は関係ないではないかと。むしろ、遵守・不遵守を決めるのが、判断するのがこの手続きの主たる目的であるということからすると、切り離すべきであるというご意見が一つ。それから、もともと問題が発生して、それがゆえに遵守・不遵守の異議申立が行われるということが基本でございますので、そういう意味では、根本になる問題の解決が相手国の中で図られているときにはそれを見守るべきであると。ただ、見守るべきであるといっても、見守る必要があるから門前払いにするのか。見守る必要といっても、これも程度問題があります。ある程度期間の中断はあると思いますが、受理をしたうえで、予備調査の段階で十分時間をかけてそこを考えていくという考え方もあるという意見が出されたのではないかと思います。

ここは、民間のプロジェクトの場合もそうだろうと思いますし、国の場合には主権の関係があると思いますが、そう簡単に、切り離してあと何の影響もありませんというものではないとも思います。そのところは、並行二重手続きといっても、具体的にどういった制度の下での手続きが進行中なのかといったところももう少しブレイクダウンしながら、もう少しバリエーションがあってもいいのではないかと、考え方が柔軟でもいいのではないかとというのが外務省さんからのお話でもあったと思います。

そういった点がとりあえずきょうのこの議論であったということで、きょうの議論を踏まえたうえで考え方の整理をしていただいて、次回はここ「並行二重手続き」のところから入っていきたいと思います。

そういう意味では、議長としてはたいへん残念ながら、オープンイシューがきょうは多いのですが、それまでのところ、進行したところをまとめてみます。

まず、「期間」のところは、いろいろなご意見があった。ただ、いずれにしても、「JBIC」が案件の審査をガイドラインに基づいて行った段階から調印までの期間、それから、調印から貸出の終了まで。あとは、「終了から」、きょうの議論の中での方向性では「モニタリングが終わるところまで」といった期間。そういう意味では、調印前の期間と、貸出終了後モニタリング終了するまでの期間についても、当然のことながら、ガイドラインに基づいてどういった懸念事項があるのか、意見があるのかということを考える、判断する、「JBIC」としてこの手続きがいいのかどうかは別にしまして、フォローしていく必要があるということの共通の認識はあると思うのです。

ただ、この手続きは、そういう意味ではややリーガルの……。私の議事進行自体がリーガルの観点からの話が多かったのかと思いますが、通常の行政救済法の体系の中では「処分が決定された」ということですので、意思決定が行われてから異議申し立てがあるというのが法律的には基本的な考え方だと思います。

そういうものとの整理も含めまして、調印前の期間、それから、貸出終了後モニタリングの期間というのをどう取り扱っていったらいいのか。そこは、別の枠組みといたしまししょうか、投資・融資部門とどういった対話の仕組みが必要なのかということも含めて、J B I Cの宿題として、次回、考え方を整理してきてもらいたいというのが、きょうの結論だったと思います。

それから、「申立書の内容」のところでは、匿名性ということ。これは申立人の人権ということである程度配慮する必要があるということではありますが、匿名にすることがいいのか、あるいは、坂元さんのほうからお話ございましたが、自己責任でもあるので、名前は出す、ただ、別途、当該国での人権侵害を担保するようなことが考えられないのかといった意見が出されたと思います。

それから、「期待する解決策」は要件ではありません。If a n yということですが、浮かんでいるものがあるのであれば、申し立ての内容として、任意記載事項として記載していただくということだったろうと思います。

「情報公開の同意」のところについては、これは「情報公開」のところの後ほど、できれば次回に終わらせたいと思いますが、取り上げるということで、ペンディングでございます。

「本行投融資担当部署との協議の事実」は、まず、「協議」というのが、厳密に考えると、先ほどのご提案では「コンタクト」と言うのでしょうか、そういうこともございましたが、そこはあまり意見の相違はないようですが、書きぶりの問題としてあるのだろうと。

それから、「プロジェクト実施主体について」ということでございますが、これも、必要だということをご理解はいただいたのだろうと思いますが、プロジェクト実施主体とは、いろいろなプレッシャーもあり、到底コンタクトはできないという状況であれば、それについて記載していただくということで要件として考えていこうかという整理であったろうと思います。

「記載事項の宣誓」のところでございますが、事実ですということの確認はご理解いただいたと思うのですが、そこから先に費用の弁済のところまで書く必要はないのではないかという意見がございまして、そういうのが基本的なきょうの方向性だったかと考えております。

もう1点として、「言語」でございます。これについては、「現地の公用語」ということで、ただ、正式な翻訳に時間を要すということで、その間は時効の中断というのでしょうか、期間の中断があるということだろうと思います。

「プロセス」のところは、「受理」の定義がはっきりしてなかったというところがあって、ここは、J B I C案では、申立人の名前と連絡先があれば受理ということでしたが、むしろ、その段階で書類の適格性の形式要件のチェックをしたほうがいいのかという意見もありました。ここは、たぶん全体との関係もありますので、「受理」の定義の整理はJ B I Cをお願いをしたいと思います。

以上が、議長役として私からの要約でございます。

(入柿課長)

1点、質問ですが、先ほど「申立書の内容」のところではいろいろ縷々議論させていただきましたが、その後、受理のプロセスのところ、われわれのほうとして、第一弾の形式的な要件として名前と住所だけだと申し上げた際に、そこるところとセットの議論かと思っているのですが、そこは何か、お考えを若干変えられるとかいうところはございますか。

(メコンウォッチ松本氏)

われわれの案は、受付、受理、そして、初期審査、本審査と、四つあるわけです。受付、受理、初期審査、本調査。こういうふうにならなっている。確かに私たちも原則の効率性に賛成してますので、そういう意味からいくと、必ずしもこの四つでなければいけないと思っ

を徴求するというのであれば、これは特に問題はないかと私は思います。

(入柿課長)

質問の趣旨は、「プロジェクト実施主体との協議の事実」というのを、申立書の内容に書かないという、そこで例外を設定するかどうかということをご議論させていただいたと思うのです。原則としてこれがあったほうが望ましいということについてはほぼ合意したとおっしゃるのですが、その例外を書くか書かないかということだと思います。形式要件として、申立書の受付のところで撥ねるための要件としてそこに書いているわけではないということをご理解いただけたと思うのです。ですから、十分補正の期間が1ヵ月あるということですので、それでもなお例外は明記すべきだとお考えかということなのです。

趣旨としましては、当初お考えのところだと、形式要件として入っていれば、そこが入っているか入っていないかだけのところを審査してぼんと撥ねるということをご想定されていたのではないかと思います。われわれの提案は、プロセスは、いったん受け付けて、その後1ヵ月ぐらい内容の補正を先方とやることとなりますので、そうすると、「例外項目」ということできちりとここにうたわなくても、十分、例外の中で処理するだけの余裕があるのではないかと思います。

(メコンウォッチ福田氏)

調査の段階で検討すれば、例外として明確に書かなくても例外として考慮できるという根拠は何ですか。よく分からないのですが。

(入柿課長)

そこは十分事情を先方とお話ができるということであって、だから門前払いはしないということなのです。

(メコンウォッチ福田氏)

結局、その予備調査の中では、実際に書かれた要件に沿っているかどうかを最終的には判断するわけですから、そこにはきちんと例外規定として盛り込まれるべきだと思います。

(入柿課長)

そこは変わらないということですね。分かりました。

(矢島次長)

長時間どうもありがとうございました。かなりヒートアップしてまいりまして、議長役の私の予想を相当上回る時間でありがとうございました。

今後のお話ですが、定例だけでは当然収まりそうもありません。今回は、定例の来週の金曜日、同じ4時ということで。場所は8階でございます。その翌週の18日の金曜日は、臨時でやらせていただきたい。11が定例で、25が定例になっておりますが、間の18。最終週も、場合によっては必要かと考えております。喜んでいただいているようでございますが。そこは、来週の進捗を見ながら、最終週の開催の是非についてご意見を賜りたいと思います。いずれにいたしましても、来週の11日は定例でございますので、よろしくお願いをしたい。

来週は定例でございます。4時～6時と。18日は場所の都合で10時～12時、延長もありうべしということだろうと思います。25日は定例ですので、同じように4時～6時でございます。そこまで進んだところで、最後の週というと28からの週でございますが、その31日を、これも同じで、10時から2時間、延長もありうべしということでお考えいただきまして、ぜひご協力をいただきたいと思っております。

今回は終わるまでやりたいという感じも、個人的にはしております。そのときの進捗如何でございますが。そういう意味では、11日に目処をつけて、翌週に、時間がないので事務方と

してはタイトですが、セカンドドラフトを提示して議論を重ねていくということで考えております。よろしいですか。

それでは、どうも長時間ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

以上